

## 平成26年度 第1回

### 地方独立行政法人京都市産業技術研究所 評価委員会

日 時	平成27年3月27日(金) 10:00~12:00
場 所	京都市産業技術研究所 2階 大ホール

### 次 第

- 1 開会
- 2 挨拶 ～京都市産業戦略監 白須 正～
- 3 議題 業務実績評価基本方針及び年度業務実績評価実施要領について
- 4 挨拶 ～京都市産業技術研究所理事長 西本 清一～
- 5 閉会

#### <配付資料>

- 資料1 地方独立行政法人京都市産業技術研究所 業務実績評価基本方針(案) P3
- 資料2 地方独立行政法人京都市産業技術研究所 年度業務実績評価実施要領(案) P7
- 資料3 評価委員会の評価手順の概要 P11

#### <参考資料>

- 参考資料1 評価委員会委員名簿 P13
- 参考資料2 評価委員会条例及び施行規則 P15
- 参考資料3 年度評価の年間スケジュール(案) P17
- 参考資料4 地方独立行政法人法(抄) 他 P19
- 参考資料5 地方独立行政法人京都市産業技術研究所 定款 P23
- 参考資料6 地方独立行政法人京都市産業技術研究所 中期目標 P29
- 参考資料7 地方独立行政法人京都市産業技術研究所 中期計画 P37
- 参考資料8 地方独立行政法人京都市産業技術研究所 年度計画 P55

## 地方独立行政法人京都市産業技術研究所 業務実績評価基本方針（案）

平成27年3月 日  
地方独立行政法人京都市産業技術研究所評価委員会決定

地方独立行政法人京都市産業技術研究所評価委員会（以下「評価委員会」という。）が、地方独立行政法人法（以下「法」という。）第28条第1項及び第30条第1項に規定する地方独立行政法人京都市産業技術研究所（以下「法人」という。）の業務の実績の評価を行うに当たっては、以下の基本方針に基づくものとする。

### 1 目的

評価委員会が行う法人の業務実績評価は、法人の業務実績を把握、分析し、これを総合的に評定することにより、法人の各事業年度及び中期目標の期間における業務の実績を具体的かつ分かりやすい形で示し、法人の業務運営の一層の改善と公共性、透明性の確保に資することを目的とする。

### 2 評価の基本方針

- (1) 中期目標の達成に向け、年度計画の年度評価を通じて、法人の中期計画の進行状況を確認する。
- (2) 年度評価を通じて、法人の業務運営状況を分かりやすく広く社会に示し、市民への説明責任を果たす。
- (3) 法人の業務運営の改善・向上に資する。
- (4) 法人の業務の特性に配慮し、特色ある取組や様々な工夫に目を向けて、将来に繋がる可能性や優れた側面を積極的に評価するよう努める。

### 3 評価方法

#### (1) 法の規定

法第28条第2項及び第30条第2項の規定により、法人の業務の実績の評価は、各事業年度における中期計画の実施状況又は中期目標の期間における同目標の達成状況を調査及び分析し、その結果を考慮して業務の実績の全体について総合的な評定をして行うとされていることを踏まえ、評価は以下のとおり行うこととする。

#### (2) 評価の実施

評価委員会は、提出された業務実績報告書を基に、法人からの意見聴取等を踏まえて業務の実施状況を確認及び分析し、総合的な評価を行う。評価は、各事業年度終了時に実施する「年度評価」と、中期目標期間終了時に実施する「中期目標期間評価」とし、それぞれ「項目別評価」と「全体評価」により行うものとする。

## ア 年度評価

法人において、中期目標に記載されている小項目ごとに、年度計画の実施状況について評価を行う。

評価委員会において、法人の自己評価を確認及び分析し、「項目別評価」（小項目及び大項目）を行い、「項目別評価」の結果を踏まえつつ、中期計画、年度計画の進捗状況全体について総合的に評価を行う。

なお、「年度評価」に係る評価基準等の詳細については、別途実施要領で定めるものとする。

## イ 中期目標期間評価

各「年度評価」の評価結果も踏まえつつ、中期目標及び中期計画に記載されている大項目及び全体について評価を行う。

評価に当たっては、当該期間における中期目標の達成状況について、当該期間中の「年度評価」の結果を踏まえつつ、評価委員会において確認及び分析し、「項目別評価」（大項目）を行う。さらに、「項目別評価」の結果を踏まえ、当該中期目標期間における業務実績全体について総合的に評価する。

なお、「中期目標期間評価」に係る評価基準等の詳細については、別途実施要領で定めるものとする。

## ウ 大項目及び小項目

各事業年度及び中期目標期間の終了時に、中期目標の達成状況を分かりやすく示すため、年度評価及び中期目標期間評価において使用する大項目及び小項目は、別紙のとおり中期目標に記載されている大項目及び小項目とする。

## 4 評価結果の活用

- (1) 評価委員会が法第28条第3項に規定する勧告をした場合は、法人として改善に取り組むとともに、その状況を評価委員会に報告する。
- (2) 法第31条に規定する法人の業務継続の必要性及び組織のあり方等に関する検討、法第25条及び第26条に規定する次期中期目標の策定及び次期中期計画の認可に関して、評価委員会が意見を述べる際には、中期目標期間の各年度の評価結果を踏まえるものとする。

# 大項目・小項目一覧

別紙

大項目	小項目		
第1 住民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置	1 企業活動の技術支援	(1) 技術相談	
		(2) 試験・分析	
		(3) 人材育成	
		(4) 研究開発	ア 戦略的な研究開発の推進
			イ 共同研究等
	ウ 研究成果の普及と技術移転		
	(5) 研究会活動		
	2 新産業創出支援	(1) 知恵産業の推進	
		(2) 伝統産業分野への支援	
		(3) 新成長分野への支援	
3 連携の推進	(1) 地域連携の推進		
	(2) 広域連携の推進		
4 設備・機器の整備及び活用			
5 情報発信・情報収集の強化			
第2 業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置	1 組織運営の改善	(1) 組織・体制の強化拡大	
		(2) 職員の確保・育成	
		(3) 技術の継承	
	2 業務の評価・検証		
第3 財務内容の改善に関する目標を達成するためにとるべき措置	1 経費の効果的・効率的な執行		
	2 収入の確保		
	3 サービス向上等に向けた剰余金の有効活用		
第4 その他業務運営に関する重要事項の目標を達成するためにとるべき措置	1 法令遵守の徹底		
	2 情報セキュリティ管理と情報公開の徹底		
	3 環境・安全衛生マネジメントの徹底		
	4 施設及び設備・機器の維持管理		

## 地方独立行政法人京都市産業技術研究所 年度業務実績評価実施要領（案）

平成27年3月 日  
地方独立行政法人京都市産業技術研究所評価委員会決定

地方独立行政法人法第28条の規定に基づき、地方独立行政法人京都市産業技術研究所評価委員会（以下「評価委員会」という。）が地方独立行政法人京都市産業技術研究所（以下「法人」という。）の各事業年度に係る業務実績に関する評価を実施するに当たっては、「地方独立行政法人京都市産業技術研究所業務実績評価の方針（平成27年3月 日決定）」に基づき、以下の要領により実施する。

## 1 項目別評価

## (1) 項目別評価の概要

- ア 法人が、中期目標で定めた小項目ごとに、年度計画の実施状況について、自己評価を行うとともに、当該小項目の大項目における重みを示すウエイトの設定を行う（ウエイトについては、別紙のとおり）。
- イ 小項目ごとに、法人の自己評価及びウエイト設定を評価委員会が検証し、必要に応じてこれを修正したうえで、評価委員会としての評価結果及びウエイト（以下「小項目評価結果等」という。）を確定する。
- ウ 小項目評価結果等を基に、中期目標及び年度計画に掲げる大項目について5段階評価を行い、大項目ごとに年度計画の進捗状況を分かりやすく示す。

## (2) 法人による小項目の自己評価及びウエイトの設定

法人は、小項目ごとの自己評価及びウエイトの設定をするに当たっては、業務実績報告書を作成して行う。

業務実績報告書には、小項目ごとに実施状況をできる限り定量的に記載するとともに、自己評価の判断理由及び必要に応じて当該ウエイトとした理由を記載する。また、特色ある取組、法人運営を円滑に進めるための工夫、今後の課題など、評価において考慮事項となると考えられる事項を必要に応じて記載する。

小項目の評価及びその基準は、次のとおりとする。

- 評価A：年度計画を十分に達成している。
- 評価B：年度計画をおおむね達成している。
- 評価C：年度計画の達成に至っていない。

※ 自己評価は、計画において目標とする取組の性質や、目標達成に向けた取組を取り巻く社会情勢、法人の取組のプロセス、その他突発的な事象への対応等、法人が当該実績を残すに至った背景事情をも総合的に考慮して行うこととする。また、必要に応じて当該評価に至った理由（総合的に考慮した内容）を明記することとする。

### (3) 評価委員会による小項目評価結果等の確定

評価委員会は、法人が作成した業務実績報告書について、目標値あるいは前年度数値と当該年度の実績値を単に比較するだけでなく、当該小項目に関し業務実績報告書に記載されている事項の全般について、総合的な観点から考慮することによりこれを検証し、小項目評価結果等を確定する。

評価委員会による評価と、法人の自己評価とが異なる場合は、評価委員会が評価の判断理由等を示す。その他、必要に応じてコメントを付す。

なお、評価委員会は、特に優れた業績を挙げていると認める場合は、S評価を行うことができる。

評価S：年度計画について、特筆すべき業績を挙げている。

(評価委員会が特に認める場合)

評価A：年度計画を十分に達成している。

評価B：年度計画をおおむね達成している。

評価C：年度計画の達成に至っていない。

### (4) 評価委員会による大項目評価の確定

#### ア 大項目の5段階評価

評価委員会において、小項目評価の結果を総合的に考慮し、大項目ごとに中期計画の実現に向けた業務の進捗状況について、次の5段階による評価を行い、考慮した事項及びそのように判断した理由も記載する。

評価5：中期計画の実現に向けて、特筆すべき進捗状況にある。

(評価委員会が特に認める場合)

評価4：中期計画の実現に向けて、計画どおり進んでいる。

(すべての小項目がS又はA又はB)

評価3：中期計画の実現に向けて、おおむね計画どおり進んでいる。

(S又はA又はBの小項目の割合がおおむね9割以上)

評価2：中期計画の実現のためには、やや遅れている。

(S又はA又はBの小項目の割合がおおむね9割未満)

評価1：中期計画の実現のためには、重大な改善すべき事項がある。

(評価委員会が特に認める場合)

※ 割合の算定は、ウェイトを考慮した小項目数によるものとする。

※ 上記評価に記載の小項目の割合は、評価の際の目安であり、評価委員会は、S、A、B、Cの評価の構成割合やその内容を総合的に判断して評価を定めるものとする。

## 2 全体評価

評価委員会において、項目別評価の結果を踏まえ、記述式により、当該事業年度における業務の実績の全体について、当該事業年度における中期計画の実施状況を考慮して総合的な評価を行うこととする。

総合的な評価は、各大項目別の5段階評価結果、優れていると積極的に評価する取組、改善すべき取組、評価の際の主な意見や指摘、その他必要な事項を記載して行うこととする。

## 小項目評価におけるウエイト設定について

### 1 ウエイトの目的

項目別評価における大項目評価は、小項目評価結果の小項目数の割合を踏まえて判断するが、大項目の中で各小項目が占める重みは、本来異なるものと考えられ、各小項目を同じ重みとして評価することは、かえって大項目評価を不合理なものとする場合があると考えられる。

例えば、重要度が低い小項目の低評価結果が、重要度が高い小項目の高評価結果と同じ重みとされることで、大項目評価結果が本来あるべきものよりも低評価になってしまうといった不合理や、またその逆の事象が発生する可能性がある。

したがって、小項目の軽重が評価により適切に反映されるよう、大項目における各小項目のウエイトを設定し、評価はこのウエイトを考慮して行うこととするものである。

### 2 ウエイトの設定方法

本評価は点数を付けて他との優劣を判断するというものではなく、中期目標の進捗状況を確認するうえで、上記1を考慮しようとするものであるため、点数化するためのウエイト付けという考え方にはなじまないと考えられる。

したがって、本評価基準におけるウエイトの設定については、下記の例のとおり重要度が高い小項目が大項目評価で高い比重を占めるよう算定する方法で行う。

なお、その場合のウエイトの大きさについては、原則として「2」（項目数を2倍）までとする（具体例は、裏面参照）。

### 3 ウエイト設定の項目について

ウエイトで2を設定できる項目は、次のとおりとする。

- (1) 地方独立行政法人京都市産業技術研究所中期目標の基本的な考え方の項目では、「同研究所には中小企業等に対し、既存技術の強化、新製品の開発、新分野への展開、販路開拓、新産業や京都の未来を担う知恵産業の創出等、社会・産業構造の変化に対応した支援策を総合的かつきめ細やかに実施することが求められている。」とされていることから、これらの役割を果たすため、特に重要性が高いと認められる項目
- (2) その他、法人において、中期目標を達成するため、重点的に取り組む必要があると認められる項目

(具体例)

重要な小項目ア, ウ, カのウエイトを「2」(項目数を2倍)と設定した場合の大項目評価結果

(設定前: 小項目数=7)

大項目 第100	結果
小項目ア (重要)	評価A
小項目イ	評価B
小項目ウ (重要)	評価A
小項目エ	評価B
小項目オ	評価B
小項目カ (重要)	評価B
小項目キ	評価C

(設定後: 小項目数=10)

大項目 第100	結果
小項目ア (重要)	評価A
〃	評価A
小項目イ	評価B
小項目ウ (重要)	評価A
〃	評価A
小項目エ	評価B
小項目オ	評価B
小項目カ (重要)	評価B
〃	評価B
小項目キ	評価C

評価A・Bの項目数が6  
評価Cの項目数が1

評価A・Bの項目数の割合が 85.7%

よって、大項目の評価は、2となる。

評価A・Bの項目数が9  
評価Cの項目数が1

評価A・Bの項目数の割合が90.0%

よって、大項目の評価は、3となる。

## 評価委員会の評価手順の概要

## 1 項目別評価

## (1) 小項目（25項目）を4段階（S, A, B, C）で評価

評価S：年度計画について、特筆すべき業績を挙げている。

（評価委員会が特に認める場合）

評価A：年度計画を十分に達成している。

評価B：年度計画をおおむね達成している。

評価C：年度計画の達成に至っていない。

## 評価の手順

- ① 法人が自己評価（業務実績報告書を作成）
- ↓
- ② 評価委員会が①を基に評価
- ↓
- ③ 小項目評価の確定

## (2) 大項目（4項目）を5段階（5, 4, 3, 2, 1）で評価

評価5：中期計画の実現に向けて、特筆すべき進捗状況にある。

（評価委員会が特に認める場合）

評価4：中期計画の実現に向けて、計画どおり進んでいる。

（すべての小項目がS又はA又はB）

評価3：中期計画の実現に向けて、おおむね計画どおり進んでいる。

（S又はA又はBの小項目の割合がおおむね9割以上）

評価2：中期計画の実現のためには、やや遅れている。

（S又はA又はBの小項目の割合がおおむね9割未満）

評価1：中期計画の実現のためには、重大な改善すべき事項がある。

（評価委員会が特に認める場合）

## 評価の手順

- ① 事務局が小項目評価結果を基に案を記載
- ↓
- ② 評価委員会が①を基に評価
- ↓
- ③ 大項目評価の確定

## 2 全体評価

## 記述式で評価

## 評価の手順

- ① 事務局が全体評価案（記述式）を作成
- ↓
- ② 評価委員会が①を基に審議
- ↓
- ③ 全体評価の確定

地方独立行政法人京都市産業技術研究所評価委員会委員

名簿

(五十音順・敬称略)

<p>いたか こうし ◎位高 光司</p>	<p>日新電機株式会社 元会長 京都経営者協会 元会長 現顧問 地方独立行政法人京都市立病院機構理事 (非常勤) 公立大学法人京都市立芸術大学評価委員会委員</p>
<p>かきの きんご ◎柿野 欽吾</p>	<p>学校法人京都産業大学理事長</p>
<p>きよの まりこ 清野 万里子</p>	<p>公認会計士 公立大学法人京都市立芸術大学評価委員会委員</p>
<p>つじ おさむ 辻 理</p>	<p>サムコ株式会社代表取締役会長兼社長 京都経済同友会理事 公益財団法人京都高度技術研究所理事</p>
<p>まえだ たくみ 前田 拓巳</p>	<p>島津エンジニアリング株式会社取締役 京都ものづくり協力会委員</p>

◎は、委員長

(敬称略)

○は、委員長代理

京都市地方独立行政法人京都市産業技術研究所評価委員会条例

(趣旨)

第1条 この条例は、地方独立行政法人法に定めるもののほか、地方独立行政法人京都市産業技術研究所評価委員会（以下「委員会」という。）の組織及び委員その他委員会に関し必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第2条 委員会は、委員5人以内をもって組織する。

2 委員は、産業技術又は事業の経営に関し優れた識見を有する者その他市長が適当と認める者のうちから、市長が委嘱し、又は任命する。

(委員の任期)

第3条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(委員長)

第4条 委員会に委員長を置く。

2 委員長は、委員の互選により定める。

3 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

4 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長の指名する委員がその職務を代理する。

(招集及び議事)

第5条 委員会は、委員長が招集する。

2 委員長は、会議の議長となる。

3 委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

4 委員会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

5 委員会は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対して、意見の陳述、説明その他の必要な協力を求めることができる。

(委任)

第6条 この条例に定めるもののほか、委員会に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成25年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 第5条第1項の規定にかかわらず、最初の委員会は、市長が招集する。

**京都市地方独立行政法人京都市産業技術研究所評価委員会条例施行規則**

(庶務)

第1条 地方独立行政法人京都市産業技術研究所評価委員会（以下「委員会」という。）の庶務は、産業観光局において行う。

(補則)

第2条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が定める。

附 則

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

年度評価の年間スケジュール（案）

	26年度	27年度					
	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月
評価委員会	②評価委員会 「評価基本方針」、 「年度業務実績評価実 施要領」の検討・決定					← 評価期間 →	
京都市 （評価委員会事務局）	①評価委員会 「評価基本方針 （案）」、年度業務実 績評価実施要領 （案）」を作成し、評 価委員会に提示する。					④第1回評価委員会 法人から業務実績の 報告を受け、検証す る。（予定）	⑥第2回評価委員会 「評価結果報告書 （案）」を検討・決定 する。（予定）
地方独立行政法人 京都市産業技術研究所		→ 業務実績報告書の作成			↑ 業 務 実 績 報 告 書 ・ 財 務 諸 表 等 の 提 出	⑤評価委員会からの意 見を基に、「評価結果 報告書（案）」を作成 する。	⑦市長に「評価結果報 告書」を報告し、法人 に通知し、公表する。
		→ 財務諸表等の作成				③第1回評価委員会に 出席して、業務実績の 報告を行う。	市会へ報告
市会							⑧「評価結果報告 書」を9月市会本会 議席上配布する。

## 地方独立行政法人法（抄）

## （中期目標）

第25条 設立団体の長は、3年以上5年以下の期間において地方独立行政法人が達成すべき業務運営に関する目標（以下「中期目標」という。）を定め、これを当該地方独立行政法人に指示するとともに、公表しなければならない。これを変更したときも、同様とする。

2 中期目標においては、次に掲げる事項について定めるものとする。

- (1) 中期目標の期間（前項の期間の範囲内で設立団体の長が定める期間をいう。以下同じ。）
- (2) 住民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項
- (3) 業務運営の改善及び効率化に関する事項
- (4) 財務内容の改善に関する事項
- (5) その他業務運営に関する重要事項

3 設立団体の長は、中期目標を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、評価委員会の意見を聴くとともに、議会の議決を経なければならない。

## （中期計画）

第26条 地方独立行政法人は、前条第1項の指示を受けたときは、中期目標に基づき、設立団体の規則で定めるところにより、当該中期目標を達成するための計画（以下「中期計画」という。）を作成し、設立団体の長の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 中期計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- (1) 住民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置
- (2) 業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するためとるべき措置
- (3) 予算（人件費の見積りを含む。）、収支計画及び資金計画
- (4) 短期借入金の限度額
- (4)の2 出資等に係る不要財産又は出資等に係る不要財産となることが見込まれる財産がある場合には、当該財産の処分に関する計画
- (5) 前号に規定する財産以外の重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画
- (6) 剰余金の使途
- (7) その他設立団体の規則で定める業務運営に関する事項

3 設立団体の長は、第1項の認可をしようとするときは、あらかじめ、評価委員会の意見を聴かなければならない。

4 設立団体の長は、第1項の認可をした中期計画が前条第2項第2号から第5号までに掲げる事項の適正かつ確実な実施上不適当となったと認めるときは、その中期計画を変更すべきことを命ずることができる。

5 地方独立行政法人は、第1項の認可を受けたときは、遅滞なく、その中期計画を公表しなければならない。

## （年度計画）

第27条 地方独立行政法人は、毎事業年度の開始前に、前条第1項の認可を受けた中期計画（同項後段の規定による変更の認可を受けたときは、その変更後のもの。以下「認可中期計画」という。）に基づき、設立団体の規則で定めるところにより、その事業年度の業務運営に関する計画（次項において「年度計画」という。）を定め、これを設立団体の長に届け出るとともに、公表しなければならない。これを変更したときも、同様とする。

2 地方独立行政法人の最初の事業年度の年度計画については、前項中「毎事業年度の開始前に、前条第1項の認可を受けた」とあるのは、「その成立後最初の中期計画について前条第1項の認可を受けた後遅滞なく、その」とする。

(各事業年度に係る業務の実績に関する評価)

第28条 地方独立行政法人は、設立団体の規則で定めるところにより、各事業年度における業務の実績について、評価委員会の評価を受けなければならない。

2 前項の評価は、当該事業年度における中期計画の実施状況の調査をし、及び分析をし、並びにこれらの調査及び分析の結果を考慮して当該事業年度における業務の実績の全体について総合的な評定をして、行わなければならない。

3 評価委員会は、第1項の評価を行ったときは、遅滞なく、当該地方独立行政法人に対して、その評価の結果を通知しなければならない。この場合において、評価委員会は、必要があると認めるときは、当該地方独立行政法人に対し、業務運営の改善その他の勧告をすることができる。

4 評価委員会は、前項の規定による通知を行ったときは、遅滞なく、その通知に係る事項(同項後段の規定による勧告をした場合にあっては、その通知に係る事項及びその勧告の内容)を設立団体の長に報告するとともに、公表しなければならない。

5 設立団体の長は、前項の規定による報告を受けたときは、その旨を議会に報告しなければならない。

(中期目標に係る事業報告書)

第29条 地方独立行政法人は、中期目標の期間の終了後3月以内に、設立団体の規則で定めるところにより、当該中期目標に係る事業報告書を設立団体の長に提出するとともに、これを公表しなければならない。

2 設立団体の長は、前項の規定により中期目標に係る事業報告書の提出を受けたときは、これを議会に報告しなければならない。

(中期目標に係る業務の実績に関する評価)

第30条 地方独立行政法人は、設立団体の規則で定めるところにより、中期目標の期間における業務の実績について、評価委員会の評価を受けなければならない。

2 前項の評価は、当該中期目標の期間における中期目標の達成状況の調査をし、及び分析をし、並びにこれらの調査及び分析の結果を考慮して当該中期目標の期間における業務の実績の全体について総合的な評定をして、行わなければならない。

3 第28条第3項から第5項までの規定は、第1項の評価について準用する。

(中期目標の期間の終了時の検討)

第31条 設立団体の長は、地方独立行政法人の中期目標の期間の終了時において、当該地方独立行政法人の業務を継続させる必要性、組織の在り方その他その組織及び業務の全般にわたる検討を行い、その結果に基づき、所要の措置を講ずるものとする。

2 設立団体の長は、前項の規定による検討を行うに当たっては、評価委員会の意見を聴かななければならない。

(財務諸表等)

第34条 地方独立行政法人は、毎事業年度、貸借対照表、損益計算書、利益の処分又は損失の処理に関する書類その他設立団体の規則で定める書類及びこれらの附属明細書(以下「財務諸表」という。)を作成し、当該事業年度の終了後3月以内に設立団体の長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 地方独立行政法人は、前項の規定により財務諸表を設立団体の長に提出するときは、これに当該事業年度の事業報告書及び予算の区分に従い作成した決算報告書を添え、並びに財務諸表及び決算報告書に関する監事の意見(次条の規定により会計監査人の監査を受けなければならない地方独立行政法人にあっては、監事及び会計監査人の意見。第4項及び第130条第8号において同じ。)を付けなければならない。

3 設立団体の長は、第1項の規定により財務諸表を承認しようとするときは、あらかじめ、評価委員会の意見を聴かななければならない。

4 地方独立行政法人は、第1項の規定による設立団体の長の承認を受けたときは、遅滞なく、財務諸表を公告し、かつ、財務諸表並びに第2項の事業報告書、決算報告書及び監事

の意見を記載した書面を、各事務所に備え置き、設立団体の規則で定める期間、一般の閲覧に供しなければならない。

## 地方独立行政法人京都市産業技術研究所の業務運営並びに財務及び会計に関する規則（抄）

### （各事業年度に係る業務の実績報告）

第8条 法人は、事業年度が終了したときは、法第28条第1項の規定による地方独立行政法人京都市産業技術研究所評価委員会（以下「委員会」という。）の評価を受けるため、当該事業年度の終了後3月以内に、当該事業年度における中期計画の実施状況を明らかにした報告書を委員会に提出しなければならない。

### （中期目標に係る事業報告書の記載事項）

第9条 法第29条第1項に規定する中期目標に係る事業報告書には、当該中期目標に定めた事項に係る業務の実績を記載しなければならない。

### （中期目標の期間における業務の実績報告）

第10条 法人は、中期目標の期間が終了したときは、法第30条第1項の規定による委員会の評価を受けるため、当該中期目標の期間の終了後3月以内に、当該中期目標に定めた事項に係る業務の実績を明らかにした報告書を委員会に提出しなければならない。

### （財務諸表）

第11条 法第34条第1項に規定する設立団体の規則で定める書類は、地方独立行政法人会計基準及び地方独立行政法人会計基準注解（平成16年3月24日総務省告示第221号。以下「会計基準等」という。）第1章第4節第40に規定するキャッシュ・フロー計算書及び行政サービス実施コスト計算書とする。

### （財務諸表等の閲覧期間）

第12条 法第34条第4項に規定する設立団体の規則で定める期間は、5年とする。



## 地方独立行政法人京都市産業技術研究所定款

## 目次

## 第1章 総則 (第1条～第7条)

## 第2章 組織

## 第1節 役員 (第8条～第11条)

## 第2節 理事会 (第12条～第15条)

## 第3章 業務の範囲及び執行 (第16条・第17条)

## 第4章 資本金等 (第18条・第19条)

## 第5章 雑則 (第20条)

## 附則

## 第1章 総則

## (目的)

第1条 この地方独立行政法人は、京都のものづくり文化の優れた伝統を継承し、発展させ、新しい時代の感性豊かで先進的な産業技術を創造する使命を持つ公的な産業支援機関として、産業技術の向上に資する事業を積極的に推進することにより、中小企業等の振興を図り、もって京都をはじめとした地域経済の発展及び市民生活の向上に寄与することを目的とする。

## (名称)

第2条 この地方独立行政法人は、地方独立行政法人京都市産業技術研究所(以下「法人」という。)と称する。

## (設立団体)

第3条 法人の設立団体は、京都市とする。

## (事務所の所在地)

第4条 法人は、事務所を京都市下京区中堂寺粟田町91番地に置く。

## (法人の種別)

第5条 法人は、地方独立行政法人法(以下「法」という。)に規定する特定地方独立行政法人以外の地方独立行政法人とする。

## (公共的な施設の設置)

第6条 法人は、法第8条第1項第8号に規定する公共的な施設として、次の施設を設置する。

名 称 京都市産業技術研究所

所在地 京都市下京区中堂寺栗田町91番地

#### (公告の方法)

第7条 法人の公告は、インターネットを利用して閲覧に供する方法により行う。ただし、天災その他のやむを得ない事情によりインターネットを利用して閲覧に供することができないときは、法人の事務所の掲示場に掲示してその方法に代えることができる。

### 第2章 組織

#### 第1節 役員

##### (役員)

第8条 法人に、次の役員を置く。ただし、副理事長については、これを置かないことができる。

- (1) 理事長 1人
- (2) 副理事長 1人
- (3) 理事 3人以内
- (4) 監事 2人以内

##### (職務及び権限)

第9条 理事長は、法人を代表し、その業務を総理する。

- 2 副理事長は、法人を代表し、理事長の定めるところにより、理事長を補佐して法人の業務を掌理する。
- 3 副理事長は、理事長に事故があるときはその職務を代理し、理事長が欠員のときはその職務を行う。
- 4 理事は、理事長の定めるところにより、理事長及び副理事長を補佐して法人の業務を掌理する。
- 5 理事は、理事長があらかじめ定めた順序により、理事長及び副理事長に事故があるときはその職務を代理し、理事長及び副理事長が欠員のときはその職務を行う。
- 6 監事は、法人の業務を監査する。
- 7 監事は、監査の結果に基づき、必要があると認めるときは、理事長又は京都市長（以下「市長」という。）に意見を提出することができる。

##### (役員の内命)

第10条 理事長は、市長が任命する。

2 副理事長及び理事は、理事長が任命する。

3 監事は、市長が任命する。

(役員任期)

第11条 役員任期は、2年とする。

2 補欠の役員任期は、前任者の残任期間とする。

3 役員は、再任されることができる。

## 第2節 理事会

(設置及び構成)

第12条 法人に、法人に関する重要事項を審議する機関として、理事会を置く。

2 理事会は、役員（監事を除く。）をもって組織する。

(招集)

第13条 理事会は、理事長が招集する。

2 理事長は、理事会の構成員（理事長を除く。）の3分の1以上の者又は監事から会議の目的である事項を記載した書面を付して要求があったときは、理事会を招集しなければならない。

(議事)

第14条 理事会に議長を置き、理事長をもって充てる。

2 議長は、理事会を主宰する。

3 理事会は、構成員の過半数が出席しなければ開くことができない。ただし、第6項の規定による除外のため過半数に達しないときは、この限りでない。

4 理事会の議事は、出席した構成員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

5 理事長は、必要があると認めるときは、理事会に監事の出席を求め、意見を聴くことができる。

6 理事会の構成員は、自己、配偶者若しくは3親等以内の親族の一身上に関する事件又は自己若しくはこれらの者の従事する業務に直接の利害関係のある事件については、その議事に参与することができない。ただし、理事会の同意があったときは、会議に出席し発言することができる。

(議決事項)

第15条 理事会は、次に掲げる事項を議決する。

- (1) 法により市長の認可又は承認を受けなければならない事項
- (2) 法第27条第1項に規定する年度計画の策定に関する事項
- (3) 予算の作成及び決算に関する事項
- (4) 重要な組織の設置又は廃止に関する事項
- (5) 重要な規程の制定又は改廃に関する事項
- (6) 前各号に掲げるもののほか、理事会が定める重要事項

### 第3章 業務の範囲及び執行

#### (業務の範囲)

第16条 法人は、第1条の目的を達成するため、次に掲げる業務を行う。

- (1) 京都市産業技術研究所を設置し、これを管理すること。
- (2) 技術相談、試験・分析、人材育成、研究開発等を行い、及びその成果を普及し、又は技術を移転すること。
- (3) 新産業の創出に関する技術支援その他の支援を行うこと。
- (4) 試験・分析、研究開発、調査等のための設備及び施設の提供に関すること。
- (5) 前各号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

#### (業務の執行)

第17条 法人の業務の執行に関し必要な事項は、この定款に定めるもののほか、業務方法書に定めるところによる。

### 第4章 資本金等

#### (資本金)

第18条 法人の資本金の額は、京都市が出資する次に掲げる建物について、法人の設立の日における時価を基準として京都市が評価した価額とする。

名 称 京都市産業技術研究所

所在地 京都市下京区中堂寺粟田町90番地及び91番地

延べ床面積 10,939.78平方メートル

#### (残余財産の帰属)

第19条 法人が解散した場合において、債務を弁済してなお残余財産があるときは、その残余財産は、京都市に帰属させる。

### 第5章 雑則

第20条 この定款及び業務方法書に定めるもののほか、法人の運営に関し必要な事項は、理事長が定める。

附 則

この定款は、法人の成立の日から施行する。



## 地方独立行政法人 京都市産業技術研究所 中期目標

### (基本的な考え方)

京都市産業技術研究所は、大正5年に発足した染織試験場と大正9年に開設した工業研究所を前身とし、これまで約一世紀もの長きにわたり、京都の産業の発展を技術面から支えてきた。京都市産業技術研究所整備基本構想に掲げたように、「いたずらに目先の数的競争原理に惑わされることなく、矜持を堅持しつつ、独特のものづくり文化の質の錬磨と創造的な展開に努め、得意技術・固有技術を伸ばし、京都になくしてはならない、市民と一体となり市民に開かれた研究所を目指している。

地域経済を取り巻く環境が大きく変わる中、同研究所には中小企業等に対し、既存技術の強化、新製品の開発、新分野への展開、販路開拓、新産業や京都の未来を担う知恵産業の創出等、社会・産業構造の変化に対応した支援策を総合的かつきめ細やかに実施することが求められている。

そこで、京都市は、京都市産業技術研究所が経営の透明性の向上等を図りながら、複雑化、多様化する中小企業等のニーズにこれまで以上に迅速かつ的確に対応していくために、同研究所を地方独立行政法人化することとした。法人化の目的を着実に達成していくための当初の業務運営目標として、ここに中期目標を策定する。

地方独立行政法人京都市産業技術研究所（以下「産技研」という。）は、地方独立行政法人の特長を最大限活かした自主・自律的な組織運営の下、「京都市新価値創造ビジョン」<sup>※1</sup>及び「京都市伝統産業活性化推進計画」<sup>※2</sup>等に掲げる本市産業振興政策の一翼を引き続き担うとともに、利用者の満足度がより高い公的な産業支援機関を目指す。このためにも、同研究所が果たしてきた役割はもとより、中長期的な視点に立って、技術指導や研究開発の柔軟かつ機動的な展開や、ニーズの発掘から商品化、市場化まで一貫した支援施策の拡充及び積極的な情報発信を進め、京都産業の活性化、地域経済の発展に寄与していくことが必要である。

平成28年に発足100周年<sup>※3</sup>を迎えるに当たり、産技研は、これからも京都とともに歩み、地域の豊かな発展に貢献し続ける研究所、信頼される研究所となるべく、この中期目標を達成するため、具体的取組を示す中期計画を作成するとともに、その実績を検証し、不断の自己改善に努めるものとする。

### 第1 中期目標の期間

中期目標の期間は、平成26年4月1日から平成30年3月31日までの4年間とする。

## 第2 住民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項

産技研は、平成28年に100周年という大きな節目の年を迎えることから、次なる100年後を見据えた、「技術の産業化」を政策的使命とする先進的な京都産業創生の拠点として、京都のものづくり文化の優れた伝統を継承、発展させ、感性豊かで先進的な産業技術を創造することにより、世界を魅了する京都の伝統産業をはじめとした地域産業の成長を牽引する。

そのため、利用者を新規開拓するなど、産技研がより広く利用されるよう努めるとともに、ものづくりの現場と密接に連携し、人的・物的資源を有効に活用して、中小企業等のニーズに迅速かつ柔軟に対応する。

また、京都市の産業技術を支援するだけでなく、京都市の産業振興施策の企画・立案に積極的に参画し、中小企業等のニーズを施策に反映させる。

### 1 企業活動の技術支援

中小企業等が、事業活動を行う過程において直面する様々な技術課題を迅速に解決するとともに、技術指導、後継者の育成や技術力を向上させるため、産技研の支援内容を強化・拡充する。

#### (1) 技術相談

中小企業等がいつでも気軽に相談に来ることができ、産技研の特長である懇切丁寧で満足度の高いサービスを提供する。

産技研が培ってきた成果や研究職員の専門的知識等を活用して課題に応じて具体的に指導するとともに、生産現場での技術相談を実施するなど、きめ細やかな技術支援により、中小企業等が抱える技術課題の解決を図る。

#### (2) 試験・分析

企業ニーズの高い機器・設備を導入するとともに、それらを適切に保守管理し、中小企業等からの依頼に基づく試験・分析等に正確かつ迅速に対応する。

また、これらの結果等を踏まえた対策を具体的に提案・指導し、その解決を図る。

#### (3) 人材育成

中小企業等の技術者に対し、研究開発で得られた新しい知見をはじめ、ものづくりを支える基盤技術、伝統産業や成長分野で求められる高度かつ専門的な技術・知識に関する研修を行うとともに、京都のものづくり文化を継承し、発展させる視点を持った後継者を育成することにより、業界の発展を図る。

特に、伝統産業においては、その新たな展開に向けて、基礎研修から応用研修、さらには新商品の企画・立案までを体系立てた計画的な研修を実施する。

#### (4) 研究開発

複雑化、多様化する中小企業等のニーズに応えるために、基礎研究から市場化を見据えた研究までを体系的に行う。

中でも、中長期的な観点で将来の京都産業を見越した先進的研究、新たな成長分野

---

の研究及び顧客ニーズを踏まえた市場への出口支援を見据えた研究等に重点的に取り組む。

#### ア 戦略的な研究開発の推進

京都の中小企業等の将来の発展を常に意識し、成長が予想されるものの、個別の企業等では取り組むことが困難な技術や実用化に向けた基盤的な技術等の研究開発に取り組む。

なお、研究開発に当たっては、競争的資金等の外部資金を積極的に活用する。

#### イ 共同研究等

中小企業等の技術力・競争力を高めるため、共同研究や受託研究を推進するとともに、それらを通じ中小企業等の海外進出や国際競争力の強化に向けた側面支援を行う。

また、企業・大学との連携により、中小企業等の技術革新や新事業分野への進出、新産業の創出を促進する。

#### ウ 研究成果の普及と技術移転

研究開発の成果が、中小企業等で実用化・事業化等に活用されるよう、技術シーズや研究成果等を積極的に提供し、その普及や技術移転を図る。

### (5) 研究会活動

企業相互の技術交流や技術向上を目的に産技研に設置されている各種技術分野の研究会を通じて、業界のニーズを収集するとともに、研究成果の技術移転や新技術の情報提供等を実施する。

また、研究会の横断的活動を支援し、異業種の持つ技術の融合を図ることで新商品の開発や新事業の創出を促進させるとともに、異なる分野の技術者との活動を通じて、柔軟で幅広い視野を持った次代の京都産業を担う人材を育成する。

## 2. 新産業創出支援

中小企業等が行う新技術・製品開発や新産業創出の取組等について、公益財団法人京都高度技術研究所はもとより、京都商工会議所をはじめとする産業支援機関、大学等との連携を強化し、幅広い支援を実施するとともに、伝統産業と先端産業の技術を融合した新たな京都ブランドの創出や、伝統産業の新たな事業展開に向けた、積極的な支援を実施する。

### (1) 知恵産業の推進

京都の伝統産業と先端産業の融合をより一層促進するため、関係機関とのネットワークを活かした効果的・効率的な連携を図る。これにより、それぞれの技術を活かした新たな京都ブランドの創出を加速する。

また、開発技術・新製品のマーケティング調査や市場分析等の情報提供を通じて、企業マッチングや新製品等の販路開拓を促進するとともに、将来の京都の中小企業等の技術面を支える人材を育成する。

## (2) 伝統産業分野への支援

日本を代表する伝統産業支援機関として、常に新たな視点を取り入れ、技術課題の解決、新製品開発に関する技術相談、海外を含めた販路拡大や新事業分野への進出を視野に入れた支援に取り組む。併せて、伝統産業技術後継者の育成による技術・技能の継承と練磨を行い、業界の発展を図る。

## (3) 新成長分野への支援

新成長分野として、バイオ・ライフサイエンスやグリーンイノベーション、1200年の歴史に培われた京都の伝統文化を基軸とした研究開発を行っていく。

また、ナノ加工技術等の得意技術や新たなものづくり技術を活用し、中小企業等の新製品創出、新たな事業展開への支援を行っていく。

さらに、大学や他の研究機関と連携し、産技研が培ってきたこれまでの基盤技術を基に、産学公連携による新事業の創出と新規成長分野への展開を支援することにより、今後の京都産業の発展につながる企業の成長を目指す。

### 3 連携の推進

産技研が単独で実施する技術支援とともに、関係機関と連携を強化し、中小企業等に対する総合的な支援を進める。

なお、支援に当たっては、単なる取り次ぎ役にとどまらず、中小企業等が有する技術を融合し、技術開発や製品開発を行う技術プロデューサーの役割を果たす。

#### (1) 地域連携の推進

豊かな人材が集まる「知」が集積する地域である京都の強みを活かし、中小企業等に対する支援をより効果的に行えるよう、大学や産業支援機関等と実効性をもった連携を図る。

中でも、京都で育まれてきた学術とものづくり技術の継承・発展及び相互の人材の能力向上を図るため、京都工芸繊維大学や京都市立芸術大学をはじめとした市内の大学との連携を強化する。

#### (2) 広域連携の推進

中小企業等に対する支援をより効果的に行うため、京都地域にとどまらず、大学や試験研究機関、業界団体、学術団体等と積極的かつ広域的な連携を進める。

特に、大学については、国内はもとより、海外の大学とも積極的な連携を図る。

### 4 設備・機器の整備及び利用

多様化、高度化する中小企業等のニーズに的確に対応し、質の高いサービスを提供するため、設備・機器については、中長期的視点に立って、ニーズが高いものや研究開発に不可欠なものを整備・更新し、利用度を高める。

なお、機器の一層の整備充実に向けて、競争的資金等の外部資金の活用を図る。

## 5 情報発信・情報収集の強化

産技研をより一層活用してもらうため、ホームページや研究成果発表会等、多様な手段を用いて、中小企業等が求める情報の発信や分かりやすい広報を積極的に行う。また、その際にも、中小企業等のニーズの把握に努め、研究や支援に活かしていく。

さらに、技術開発やものづくりの重要性、産技研の成果に対する市民の理解を深めるため、誰にも分かりやすい広報活動や市民との交流を積極的に展開する。

特に、次世代を担う子供たちに京都で培われた産業技術に対する関心を持たせるための取組を積極的に進める。

## 第3 業務運営の改善及び効率化に関する事項

産技研は、地方独立行政法人の特長を最大限活かした制度設計を行い、自主・自律的な業務運営の下、経営感覚も取り入れた組織運営の改善や業務改善を図っていく。

### 1 組織運営の改善

産技研の設立目的や中期目標の達成に向け、予算や人員の戦略的な配分・配置を行うとともに、意思決定の迅速化により、効率的、効果的な組織運営を図る。

社会経済状況や中小企業等のニーズなど、産技研を取り巻く環境の変化に柔軟に対応するとともに、将来を見据えた戦略的な組織・体制を構築する。

#### (1) 組織・体制の強化拡大

企画情報部門、研究部門、知恵産業推進部門の機能を強化するとともに、各々が実効性をもった連携を行うことにより、産技研全体の組織・体制の強化を図る。

特に、企画情報部門は、法人運営の要として、経営企画面や業務調整面の機能強化を行う。また、研究部門や知恵産業推進部門は、緊急性や重要度の高い課題を迅速に推進できるよう、機動的かつ柔軟な組織編成を行う。

#### (2) 職員の確保・育成

柔軟かつ多様な人材確保の方法を取り入れ、優秀な人材を計画的に確保する。

また、職員の意識改革を図り、研究能力はもとより、先見性、優れた感性を備え、マネジメント力や技術プロデュース力を持った人材を育成する。

さらに、研究開発等の拡充に向けて、機動的かつ多様な人材の確保を図る。

なお、効率的・自律的な業務運営に向けて、運営状況を勘案しながら事務職員のプロパー化を計画的に進める。

#### (3) 技術の継承

長年培ってきた産技研が保有する得意技術や固有技術の継承・発展を促進するため、計画的な職員の採用を行うとともに、チーム制を核とした体制の中で、技術の継承を行う。

---

加えて、OB職員等が持つ蓄積された技術の有効活用を図る。

## 2 業務の評価・検証

各業務の目的に沿って、地域特性を踏まえた京都ならではの評価軸を設定し、定期的にその実績を把握して達成状況を検証し、業務改善につなげる。

## 第4 財務内容の改善に関する事項

産技研は、運営費交付金を効果的・効率的に活用するとともに、自主的・自律的な運営に向けて運営費交付金以外の収入の確保を図り、財務内容の改善に取り組む。なお、京都市は、産技研が公的な産業支援機関としての使命を果たせるよう、業務遂行に必要な運営費交付金を確保する。

### 1 経費の効果的・効率的な執行

計画的かつ適切に法人業務を行うため、中期計画の予算を作成し、予算の弾力的かつ効果的な執行を行う。

また、職員のコスト意識を醸成するとともに、組織運営の効率化、予算の効率的な執行、契約方法の改善等により、経費の節減を図る。

なお、経費の節減に当たっては、利用者へのサービスの質を低下させることのないよう留意する。

### 2 収入の確保

法人業務の一層の充実に向けて、自己収入を増加させるなど、運営費交付金以外の収入の確保を図る。

### 3 サービス向上等に向けた剰余金の有効活用

産技研の経営努力によって生じた剰余金について、研究開発やサービスの向上等、使途に関する方針を策定し、有効に活用する仕組みを構築する。

## 第5 その他業務運営に関する重要事項

### 1 法令遵守の徹底

法令遵守はもとより、市民から疑惑や不信を招くことのないよう、職務執行に対する中立性と公平性を常に確保する。

また、法令遵守等に関して、確実な実施に向けた仕組み・体制の整備を行う。

## 2 情報セキュリティ管理と情報公開の徹底

職員の守秘義務と組織としての秘密保持を徹底し、個人情報、企業情報等、職務上知り得た秘密について、適切な管理を行い、漏えい防止策を講ずる。

また、市民に開かれた研究機関として、積極的な情報の公開及び提供を行い、説明責任を果たす。

## 3 環境・安全衛生マネジメントの徹底

利用者が安全で快適に利用できるとともに、職員が安全な環境で業務に従事することができるよう、事故発生の防止に向けて、安全対策の徹底を図る。

## 4 施設及び設備・機器の維持管理

施設及び設備・機器の適切な維持・保守管理を行うことにより、経費の節減に努める。特に、施設については、計画的に大規模改修を行い、長寿命化を図っていく。

※1 京都市新価値創造ビジョン 京都市基本計画の産業観光に関する分野別計画の1つ。企業や従業者の利益の拡大、雇用の場の確保等、京都経済の活性化を目的とする。

※2 京都市伝統産業活性化推進計画 京都市基本計画の産業観光に関する分野別計画の1つ。京都の伝統産業の活性化を目的とする。

※3 平成28年に発足100周年 陶磁器部門の前身である京都市陶磁器試験所の発足まで遡ると明治29年になるが、ここでは産技研の前身の一つである京都市染織試験場の、大正5年設立から起算している。

## 地方独立行政法人京都市産業技術研究所 中期計画

地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第25条の規定に基づき、京都市長から指示を受けた平成26年4月1日から平成30年3月31日までの4年間における地方独立行政法人京都市産業技術研究所（以下「産技研」という。）の中期目標を達成するための計画（以下「中期計画」という。）を、以下のとおり定める。

産技研はその前身から100年<sup>※1</sup>にわたり、京都市の産業政策の一翼として、京都のものづくり産業の発展を技術面から支えてきた。産技研は、これからも京都市が策定した「京都市産業技術研究所整備基本構想」から「京都技術フロンティア2012」に至る姿勢を変えることなく、「京都のものづくり文化の優れた伝統を継承し、発展させ、新しい時代の感性豊かで先進的な産業技術を創造する」使命を果たしていく。

中期計画では、地方独立行政法人の特長を最大限活かして、自主・自律的な組織運営の下、公的な産業支援機関として確保された運営費交付金と自己収入の増加等の経営努力によって生み出された剰余金を有効に活用することで、これまで以上に技術指導や研究開発の柔軟で機動的な事業展開を行っていく。新たに打ち出した技術支援や新産業創出支援は将来の京都技術を見据えた次なる100年の出立に相応しい事業展開であり、その第一歩となる第1期中期計画を確実に実践することで、京都のものづくり中小企業の技術支援をさらに拡充していく。

※1 100年

産技研は平成28年に発足100周年を迎える。陶磁器部門の前身である京都市陶磁器試験所の発足まで遡ると明治29年になるが、ここでは産技研の前身の一つである京都市染織試験場の大正5年設立から起算している。

---

## 第1 住民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置

### 1 企業活動の技術支援

#### (1) 技術相談

##### ア 気軽に技術相談ができる仕組みの構築

研究チームや研究員の研究内容と保有技術が分かる「研究チームマップ」・「研究員マップ」の作成（新規）や、総合相談窓口の設置（新規）、中小企業等が気軽に技術相談に来所できる仕組みを構築し、中小企業等のより一層の利用を促進する。

##### イ 課題解決に向けた下支えの強化

依頼者に既成事実や知識を単に伝達するだけでなく、課題解決の糸口を具体的に指導し、その解決を図り、中小企業等の技術の下支えとなる技術相談を強化する。

また、産技研内での技術相談にとどまらず、生産現場での支援が必要な場合にも対応していくため、研究員派遣指導制度をより充実し、活用されるよう周知するとともに、職員が現場に出向き、中小企業等に密着した支援を行う。

##### ウ 満足度アンケートの実施

技術相談が課題解決にどのように役立ったかなど、定期的に利用者への満足度アンケートを実施（新規）し、継続的なサービスの質の向上に活用する。

#### (2) 試験・分析

##### ア 機器・設備の更新等

高度化する製品開発に伴って必要となる品質評価に関するニーズに対応するため、計画的に機器・設備の更新や保守・校正等により性能を維持することで、客観的かつ正確な信頼性の高い試験・分析結果を提供する。

##### イ 利便性の向上

汎用性が高い分析評価機器を揃えた迅速分析評価室を設置（新規）するなど、試験・分析や技術相談の初期対応のスピードアップを図り、中小企業等の利用者の利便性の向上を図る。

##### ウ 試験・分析依頼への柔軟な対応等

中小企業等のニーズに応じて、試験・分析や技術相談に柔軟に対応するほか、JIS等の規定に基づかない個別の試験の要望に柔軟に対応するため、オーダーメイド試験を拡充する。

##### エ 課題解決に向けた下支えの強化

産技研の得意技術・固有技術を活かして、試験結果等から導き出された課題解決のための糸口を具体的に指導し、中小企業等の技術の下支えとなる試験・分析を強化する。

### (3) 人材育成

#### ア 中小企業等の技術者の育成

中小企業等の技術者を受け入れ、実際の試験や研究を通してトレーニングするOR T事業等を活用し、ものづくり分野で求められる高度かつ専門的な技術・知識に関する研修を行い、中小企業等の技術者を育成する。

また、研究員派遣指導制度をより充実し、活用されるよう周知することで、研究員が企業の生産現場に出向く機会を増やし、現場での技術指導を通じて中小企業等の技術者を育成する。

#### イ 伝統産業の技術者の育成

伝統産業分野における研修は、産技研が開発した材料や固有技術を生かし、科学・技術・技能が三位一体となった内容で、基礎研修から応用研修、さらには新商品の企画・立案までを計画的に体系立てて行う。

また、技術の修得が実際の雇用に結び付くよう、世に出る伝産技術セミナーの拡充等に取り組む。

### (4) 研究開発

#### ア 戦略的な研究開発の推進

##### (ア) 研究開発の計画的実施

中小企業等のニーズや京都市の産業振興施策、市場動向等を的確に把握し、カルティベーション研究やパイロット研究等、基礎的な研究から事業化・製品化につながる研究開発までを計画的に実施する。

##### (イ) 重点研究開発分野の強化

将来、成長が予想される分野や中小企業等の下支えとなる分野の研究開発を重点分野に位置づけ、予算、人員を優先的に配分する。そして、それぞれの研究成果を活用した新技術・新製品を創出し、新たな市場を獲得して京都経済の活性化を図る。

#### <重点分野>

##### a バイオライフイノベーション事業

産技研の強みであるバイオを基軸として、「食品・生活」をテーマとする新素材の開発や分析・評価技術の確立を中心とした研究に取り組む。

・平成26年度重点事業 「清酒酵母性能評価システムの開発 一呑み方提案型酵母の開発」  
(～平成29年度) 発一

##### b エコグリーンイノベーション事業

得意分野である省エネ・省資源につながる材料等の開発技術を活かして、「環境・エネルギー」をテーマとする新素材の開発や分析技術の確立を中心とした研究に取り組む。

- 
- ・平成26年度重点事業 「グリーンITによるCO2削減に貢献する大型・高精細有機ELディスプレイ製造技術イノベーションのための低熱膨張メタルマスク製造に関する基盤技術の開発」

c 京都高度伝統文化イノベーション事業

伝統産業技術を伝統産業業界にとどめることなく、伝世品の保存修復をはじめとした新たな事業分野へ展開するとともに、若手技術者に対する販路開拓等の支援を行う。

- ・平成26年度重点事業 「三次元デジタイザ等の新規機器を用いた文化財修復研究及び（～平成29年度）商品開発への展開」

d 下支え強化事業

中小企業等における製造工程や研究開発の過程で必要となる分析評価技術の高度化や、不良対策、品質向上、生産効率の向上、環境調和等の課題を解決し、事業化・製品化を後押しすることにより、中小企業等の下支えを行う。

- ・平成26年度重点事業 「特定芳香族アミンをはじめとする繊維製品に含まれる物質の（～平成29年度）法規制への対応」

(ウ) 実用化の推進

産技研の技術が、これまで以上に広く世の中に活用されることを目指して、得意技術・固有技術を活かして環境負荷の低減につなげるセルロースナノファイバーを用いたグリーン高機能製品の実用化開発や、新たな高放熱性セラミックス基板材料の開発等に取り組む。

(エ) 外部資金の活用

国や公益財団法人等が実施する競争的研究事業を積極的に活用し、事業化・産業化が期待される研究開発や、これから進展する研究開発を更に充実させる。

イ 共同研究等

(ア) 共同研究・受託研究の提案・実施等

共同研究や受託研究を積極的に提案・実施し、大学や中小企業等との連携を強化するとともに、これまでの研究開発成果を活かし、技術面で、中小企業等の海外展開や国際競争力の強化に貢献する。

(イ) 共同研究・受託研究への柔軟な対応

中小企業等のニーズに応えるため、迅速な意思決定と柔軟に研究に対応できる体制を構築するとともに、突発的な共同研究・受託研究や、複数年度にまたがる共同研究・受託研究にも、中小企業等の要望に合わせて柔軟に対応する。

#### (ウ)「京都バイオ計測センター」の活用

バイオ・ライフサイエンス関連産業の育成等、研究開発の機能強化を図るため、地域産学官共同研究拠点である「京都バイオ計測センター」を積極的に活用する。

### ウ 研究成果の普及と技術移転

#### (ア) 研究成果を活用する仕組みの構築

産技研の研究成果を中小企業等が広く活用する仕組みを構築し、研究開発の成果を迅速に技術移転して、実用化や事業化等の「技術の産業化」につなげる。

また、知的財産として確保・維持・活用していけるよう、知的財産管理ポリシーを作成（新規）するとともに、顧問弁理士等を活用（新規）する。

#### (イ) 成果発表会等の開催

目の輝き成果発表会の充実等により、研究により得られた成果や知見を発表し、開発した技術や製品等を展示する機会の増加に努め、中小企業に研究成果の普及と技術移転を図る。

また、学会発表等を通じて、研究開発に係る成果を広く発信し、技術移転等に努める。

#### (ウ) 刊行物の利用等

研究報告書やホームページ等の広報媒体を活用し、最新の研究成果や技術情報、産技研が提供するサービスを広く発信する。

### (5) 研究会活動

#### ア 研究会活動を通じた産業界支援

伝統産業から先端産業まで各技術分野に設置された研究会の活動を通して、中小企業等が求める技術ニーズの把握や新技術の情報を提供し、研究成果の技術移転につなげる。

#### イ 研究会の横断的活動の支援

複数の研究会が共同して実施する試作事業や合同事業の活性化を図ることにより、京都産業の活性化を推進する。

また、若手技術者の技術交流に取り組み、高度で柔軟な発想を持った次代の京都産業を支える人材を育成する。

## 2 新産業創出支援

### (1) 知恵産業の推進

#### ア 新技術・新製品の開発促進

京都が持つ伝統技術と先端技術を融合させた新たな京都ブランドの創出や、新技術・新製品の開発を促進する。

## イ 企業マッチングの促進

研究会に参画する中小企業等の得意技術・技能等の情報を集積した企業情報分析システムの情報や関係機関とのネットワークを効果的に活かし、企業マッチングを促進する。

## ウ 新技術・新製品等の情報発信・販路開拓の強化

産技研の技術力の見える化の一環を担うショールームの設置（新規）等、産技研における新技術・新製品の情報発信力を高めるとともに、首都圏での情報発信、販路開拓を支援する。

## エ 人材育成

伝統産業分野における研修修了生を対象に、未来の担い手育成や、研修で習得した技術を活用した新たな市場への進出を支援していく。

また、関係機関で実施しているビジネス教育も活用することで、技術開発から市場展開までを一貫して担える人材を育成する。

## (2) 伝統産業分野への支援

### ア 技術課題の解決、新製品開発に関する技術相談

海外を含めた消費者のニーズ等、常に新たな視点を持って関係機関との連携を推進するとともに、研究部門と知恵産業推進部門の連携を強化して、技術課題の解決、新製品開発に関する技術相談に取り組む。

### イ 新たな展開に向けた技術支援

京都伝統産業の活性化を図るため、海外を含めた消費者のニーズ等、常に新たな視点を持って関係機関との連携を推進することにより、伝統産業製品の販路拡大や新事業分野への進出を視野に入れた技術支援に取り組む。

また、伝世品の保存修復を基にした新事業の創出支援等に取り組む。

### ウ 伝統産業の技術者の育成

「1 (3) イ 伝統産業の技術者の育成」のとおり。

## (3) 新成長分野への支援

### ア バイオライフイノベーション事業の推進

「1 (4) ア (イ) a バイオライフイノベーション事業」のとおり。

### イ エコグリーンイノベーション事業の推進

「1 (4) ア (イ) b エコグリーンイノベーション事業」のとおり。

### ウ 京都高度伝統文化イノベーション事業の推進

「1 (4) ア (イ) c 京都高度伝統文化イノベーション事業」のとおり。

## エ 新事業創出の促進

バイオリイノベーション事業、エコグリーンイノベーション事業、京都高度伝統文化イノベーション事業に加え、ナノ加工技術等、産技研の得意技術を活かした支援を実施することにより、中小企業等の新製品創出、新たな事業展開等を促進する。

## オ 「京都バイオ計測センター」の活用

「1(4)イ(ウ)「京都バイオ計測センター」の活用」のとおり。

### 3 連携の推進

#### (1) 地域連携の推進

##### ア 産業支援機関等との連携

中小企業等の様々な相談や課題の解決に應えるため、行政機関や京都商工会議所、公益社団法人京都工業会、金融機関等、多様な産業支援機関と連携し、お互いの強みを活かして支援する。

特に、公益財団法人京都高度技術研究所との連携については、京都型グローバルニッチトップ企業創出支援事業を活用するなど、中小企業等のニーズに的確に対応した支援施策の一体化を図る。

##### イ 大学との連携

中小企業等の新技術・製品開発や新分野への進出につながる研究開発等を行うため、京都大学等の市内の大学と連携して中小企業等を支援する。

特に、包括連携協定を締結している、京都工芸繊維大学との研究発表会などの研究交流等、及び京都市立芸術大学との伝世品の保存修復に関する共同研究等の取組を、より一層充実させる。

#### (2) 広域連携の推進

##### ア 広域的な産業支援機関等との連携

中小企業等に対する支援をより効果的に行うため、京都市域の枠を超えて、試験研究機関や業界団体、学術団体、産業支援機関等との共同研究及び研究員の相互派遣等を実施する。

##### イ 広域的な大学との連携

大学については、中小企業等の事業展開がグローバル化している状況を踏まえ、国内外を問わず広範な連携に取り組む。

### 4 設備・機器の整備及び活用

#### (1) 設備・機器の計画的な整備・更新

設備・機器については、中長期的視点に立って、ニーズが高いものや研究開発に不可欠なものを、設備・機器整備計画に基づき、計画的に整備・更新する。

---

## (2) 保守点検

設備・機器については、老朽化等により試験環境への悪影響が及ぶことのないよう、精度を維持するために計画的に保守点検を行い、常に正常な状態で使用できるよう努める。

## (3) 設備・機器の利活用向上の推進

機器利用講習会の開催や、設備・機器を利用するサービスの積極的なPR・周知を実施する。

## (4) 外部資金の活用

設備・機器の整備に当たっては、国や公益財団法人等の外部資金を活用し、一層の充実を図る。

# 5 情報発信・情報収集の強化

## (1) 中小企業等に対する情報発信・情報収集

技術支援や研究開発に係る成果事例集の充実やホームページの刷新、目の輝き成果発表会の充実、研究成果発表会の開催、広報宣伝活動の強化により、中小企業等が求める情報を分かりやすく伝え、産技研のより一層の利用促進を図るとともに、あわせて研究や支援に活かすため、中小企業等のニーズの把握に努める。

また、平成28年の100周年を機に、中小企業等や市民に広く産技研に対する理解を促進するとともに、新たな中小企業等の利用促進につなげるため、記念事業（新規）を実施する。

## (2) 研究成果の発表

学会発表等を通じて、研究開発の成果を広く発信し、技術移転等に努める。

## (3) 市民に対する情報発信

次世代を担う市内の小中高校生等を対象とした出前授業（新規）を実施するなど、産技研が開発した得意技術・固有技術の分かりやすい広報啓発活動に努め、市民の理解を深める。

## (4) 新技術・新製品の情報発信力の強化等

「2(1)ウ 新技術・新製品等の情報発信・販路開拓の強化」のとおり。

---

## 第2 業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置

### 1 組織運営の改善

#### (1) 組織・体制の強化拡大

##### ア 中長期的な視点からの組織・体制の整備

限られた経営資源（人材、資金）の中で、社会経済状況や中小企業等のニーズの変化に対応すべく、より戦略的な組織運営が可能となるよう、中長期的な視点に立って組織の強化を図る。

##### イ 企画情報部門の強化

地方独立行政法人の自主的・自律的な経営判断に基づく事業運営が可能となるよう、経営企画室を設置（新規）し、経営企画機能、顧客サービス向上機能及び知財戦略等の法務機能を強化する。これにより、評価委員会の評価・意見等を迅速・的確に事業・予算・人員計画に反映し、経営資源の適正な配分を行う。

##### ウ 研究部門、知恵産業推進部門の強化

事業の実施主体である研究部門、知恵産業推進部門は、将来の技術を見据えつつ、中小企業等のニーズを的確に捉え対応できるよう、研究戦略機能の強化や横断的なプロジェクトチームの設置等、必要に応じて機動的かつ柔軟な組織編成を行う。

#### (2) 職員の確保・育成

##### ア 職員の確保

###### (ア) 計画的な職員の確保

事業活動の要となる研究員が事業の成否を左右することから、中長期的視点から優秀な人材を計画的に採用する。

###### (イ) 柔軟かつ多様な職員の確保

職員の確保に当たっては、高度な専門性等を有するフェローの採用（新規）や、中小企業等のニーズやプロジェクトの期間に合わせた研究補助員の採用（新規）等、柔軟かつ多様な方法を取り入れる。

###### (ウ) 事務職員のプロパー化

法人の自主的・自律的な組織運営に必要な事務職員を計画的に採用し、プロパー化を進める。

##### イ 職員の育成

###### (ア) 計画的な職員の育成

職員の育成については、能力開発の道筋を明らかにするとともに中長期的視点から職員の資質・能力の向上を図る。

---

### (イ) 研究成果の発表

研究成果の学会発表等を通じて、情報発信はもとより研究開発能力の向上を図る。

### (ウ) 関係機関への派遣

大学、研究機関等へ職員を派遣し、職員の研究開発能力、技術支援能力の一層の向上を図る。また、行政機関等へ職員を派遣し、職員の業務運営能力、組織管理能力の一層の向上を図る。

## (3) 技術の継承

### ア チーム制による技術継承

産技研が保有する得意技術や固有技術を継承し、さらに発展させていくため、チーム単位で計画的に職員を確保・育成する。

### イ OB職員等の活用

長年、産技研の技術を支えてきたOB職員等を柔軟に採用し、技術の継承・発展・有効活用につなげる。

## 2 業務の評価・検証

### (1) 業務実績評価の実施

京都の地域特性を踏まえた評価項目や評価軸に沿って、P (Plan)、D (Do)、C (Check)、A (Act) の流れによる業務執行を実施する。

### (2) 評価・アンケート結果の反映

提供する各種サービスの質の向上に向けて、評価結果や中小企業等へのアンケート結果を、業務改善に活かしていく。

### (3) インセンティブ制度の導入

頑張ったことが報われるよう、めざましい業績をあげた職員に対する顕彰制度の創設(新規)等、インセンティブ制度を導入する。

---

### 第3 財務内容の改善に関する目標を達成するためにとるべき措置

#### 1 経費の効果的・効率的な執行

##### (1) 予算の弾力的かつ効果的な執行

地方独立行政法人の特性を十分に踏まえ、弾力的かつ効果的な予算執行を行う。

##### (2) 経費の節減

会計制度に関する研修の実施等により、職員のコスト意識を醸成するとともに、アウトソーシングの導入や委託業務内容の見直し、複数年契約の導入等、事務処理の簡素化等を進め、経費の節減に努める。

#### 2 収入の確保

##### (1) 自己収入の確保

###### ア サービス利用者の増加

中小企業等のニーズに基づいた設備・機器の整備に努め、利便性の向上や情報発信・PR等により、利用者を増加させ、自己収入の確保を図る。

###### イ 適正な料金設定

設備・機器の利用料金は、企業ニーズ等を踏まえ、適正な料金設定となるよう、必要に応じて見直しを行う。

##### (2) 外部資金の有効活用

国や公益財団法人等の外部資金を積極的に活用する。

#### 3 サービス向上等に向けた剰余金の有効活用

経営努力によって生じた剰余金については、中小企業支援、研究開発の充実・強化、施設・設備機器の整備及び組織運営の改善等、法人の円滑な業務運営のために充当するとともに、計画性をもって有効に活用する。

## 第4 その他業務運営に関する重要事項の目標を達成するためにとるべき措置

### 1 法令遵守の徹底

#### (1) 行動指針・行動基準の策定・遵守

法令の遵守はもとより、公的機関に従事する職員として、市民から疑念や不信を抱かれることのないよう、行動指針・行動基準を定め、これを遵守する。

#### (2) 組織的な取組

法令遵守については、職員に対する研修を計画的・継続的に実施するとともに、独自のコンプライアンス方針を策定（新規）するなど、確実な実施に向けた仕組み・体制の整備を行う。

### 2 情報セキュリティ管理と情報公開の徹底

#### (1) 情報セキュリティ管理

職員が職務上知り得た秘密事項については、情報管理を徹底するとともに、情報漏洩が発生しないよう、京都市個人情報保護条例に基づき、情報セキュリティポリシーの策定等、対策を講じる。

#### (2) 情報公開

産技研の事業内容や組織運営状況については、地方独立行政法人法や京都市情報公開条例等の関連法令に基づき、ホームページ等を通じて適切に情報を公開・提供する。

### 3 環境・安全衛生マネジメントの徹底

#### (1) 環境管理

業務運営に際しては、環境に与える影響について、化学物質や産業廃棄物の適切な管理と処分等、環境負荷に配慮した環境マネジメントシステムを確立する。

#### (2) 安全衛生管理

安全衛生管理関連法令に基づいた管理体制を確立し、職員の健康の確保に努める。

#### (3) 安全対策

職員が安全で快適な環境において業務に従事できるよう十分配慮するとともに、事故や災害発生時の対応策をマニュアル化し、適切な対応がとれるよう定期的な訓練を実施する。

### 4 施設及び設備・機器の維持管理

施設及び設備・機器の適切な維持・保守管理を行うとともに、施設については中長期の保全計画を策定し、計画的でこまめな改修を行っていくことにより長寿命化に努め、長期間トータルでの管理運営費節減を図る。

**第5 予算（人件費の見積りを含む。）、収支計画及び資金計画**

**1 予算（人件費の見積りを含む。）**

平成26年度～平成29年度 予算

（単位：百万円）

区分	金額
収入	
運営費交付金	3,867
施設整備費補助金	261
自己収入	473
事業収入	155
受託研究等収入	167
補助金収入	34
雑収入	117
計	4,601
支出	
業務費	3,213
技術研究経費	287
受託研究等研究経費	169
人件費	2,757
施設整備費	295
一般管理費	984
計	4,492

**〔人件費の見積り〕**

中期計画期間中総額 2,757 百万円を支出する。（退職手当は除く。）

※ 金額については見込みであり、今後、変更する可能性がある。

※ 京都市から引き継ぐ「山本文二郎漆科学研究基金」100百万円及び「松井悦造研究基金」9百万円については、運営費交付金に含めず、雑収入に計上している。

※ 退職手当については、地方独立行政法人京都市産業技術研究所が定める規定に基づき所定金額を支給するが、運営費交付金として措置される額については、各事業年度の予算編成過程において算定される。

## 2 収支計画

平成26年度～平成29年度 収支計画

(単位：百万円)

区分	金額
費用の部	4,953
経常費用	4,932
業務費	4,197
技術研究経費	287
受託研究等研究経費	169
人件費	2,757
一般管理費	984
財務費用	0
雑損	0
減価償却費	735
臨時損失	21
収入の部	4,953
経常収益	4,932
運営費交付金収益	3,867
事業収入	155
受託研究等収入	167
補助金収入	0
財務収益	7
雑益	1
資産見返負債戻入	735
資産見返運営費交付金等戻入	0
資産見返補助金等戻入	125
資産見返物品受贈額戻入	610
臨時収益	21

※ 金額については見込みであり、今後、変更する可能性がある。

### 3 資金計画

#### 平成26年度～平成29年度 資金計画

(単位：百万円)

区分	金額
資金支出	4,601
業務活動による支出	4,197
投資活動による支出	295
財務活動による支出	0
次期中期目標期間への繰越金	109
資金収入	4,601
業務活動による収入	4,594
運営費交付金収入	3,867
事業収入	155
受託研究等収入	167
補助金等収入	295
その他収入	110
投資活動による収入	0
財務活動による収入	7
前期中期目標期間からの繰越金	0

※ 金額については見込みであり、今後、変更する可能性がある。

※ 京都市から引き継ぐ「山本文二郎漆科学研究基金」100百万円及び「松井悦造研究基金」9百万円については、運営費交付金収入に含めず、その他収入に計上しており、当該基金は中期目標期間を超えて繰り越す予定である。

---

## 第6 短期借入金の限度額

### 1 短期借入金の限度額

3億円

### 2 想定される理由

運営費交付金の受け入れ遅滞及び予見できなかった不測の事態の発生等により、緊急に借入れの必要が生じるため。

## 第7 出資等に係る不要財産又は出資等に係る不要財産となることが見込まれる財産がある場合には、当該財産の処分に関する計画

なし。

## 第8 第7に規定する財産以外の重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画

なし。

## 第9 剰余金の使途

決算において剰余金が発生した場合、中小企業支援及び研究開発の充実・強化、施設・設備機器の整備及び組織運営の改善等、法人の円滑な業務運営に充てる。

## 第10 その他市の規則で定める業務運営に関する事項

### 1 施設及び設備に関する計画

第4の4「施設及び設備・機器の維持管理」に記載のとおり。

### 2 人事に関する計画

第2の1の(2)「職員の確保・育成」に記載のとおり。

### 3 積立金の処分に関する計画

なし。

## 第11 数値目標

中期計画の推進を通じて達成すべき具体的な数値目標として、次の項目を掲げる。

### 1 産業支援機関としての強みを確立するために取り組む項目（8項目）

頁	中期計画項目	数値目標設定項目	目標値	単年度目標値
P.2	第1 1(1)技術相談	無料指導件数	35,464件	6,820件⇒8,866件(30%増)
P.4	第1 1(4)研究開発	外部資金応募・継続 合計件数	48件	10件⇒12件(20%増)
		共同研究・受託研究 外部資金(単独除く) 応募・継続件数	88件	20件⇒22件(10%増)
		産技研単独での 業界向け成果発表件数	216件	49件⇒54件(10%増)
P.5	第1 1(5)研究会活動	複数の研究会による 横断的活動件数	112件	23件⇒28件(20%増)
P.5	第1 2(1)知恵産業の推進	知恵関連補助金申請件数	20件	4件⇒5件(25%増)
		企業等マッチング件数	200件	40件⇒50件(25%増)
P.7	第1 4(4)外部資金の活用	設備利用件数	1,048件	218件⇒262件(20%増)

### 2 課題を克服するために取り組む項目（6項目）

頁	中期計画項目	数値目標設定項目	目標値	単年度目標値
P.2	第1 1(1)技術相談	研究員派遣制度利用件数	52件	11件⇒13件(20%増)
P.7	第1 3(2)広域連携の推進	連携事例件数 (地域・広域合計)	364件	76件⇒91件(20%増)
P.8	第1 5(1)中小企業等に対する情報発信・ 情報収集	産技研News・ちえのわ 配布件数	21,120件	4,400件⇒5,280件 (20%増)
P.8	第1 5(3)市民に対する情 報発信	市民向け情報発信件数	136件	28件⇒34件(20%増)
P.8	第1 5(4)新技術・新製品 の情報発信力の 強化等	見学者数	1,652人	344人⇒413人(20%増)
		産技研単独での業界向け 成果発表件数(再掲)	216件	49件⇒54件(10%増)

※ 上記以外の項目については、現状水準を確保する。

(GROUP) EMPLOYMENT RECORDS

NAME	DATE	POSITION	STATUS
...	...	...	...
...	...	...	...
...	...	...	...
...	...	...	...
...	...	...	...
...	...	...	...

(GROUP) EMPLOYMENT RECORDS

NAME	DATE	POSITION	STATUS
...	...	...	...
...	...	...	...
...	...	...	...
...	...	...	...
...	...	...	...
...	...	...	...

地方独立行政法人京都市産業技術研究所 年度計画

中期計画	平成26年度 年度計画	平成27年度 年度計画(仮)	平成28年度 年度計画(仮)	平成29年度 年度計画(仮)	中期計画 目標値	年度計画 目標値(目安)
第1 住民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置	○…中期計画上の記載事項 ☆…年度計画での追加事項					
1 企業活動の技術支援						
(1)技術相談					・無料指導件数 35,464件	・無料指導件数 8,866件
ア 気軽に技術相談ができる仕組みの構築 研究チームや研究員の研究内容と保有技術が分かる「研究チームマップ」「研究員マップ」の作成(新規)や、総合相談窓口の設置(新規)、中小企業等が気軽に技術相談に来所できる仕組みを構築し、中小企業等のより一層の利用を促進する。	○「研究チームマップ」「研究員マップ」の作成と活用 ○総合相談窓口(直通電話、相談員)の設置と活用 ☆西陣相談窓口の事前予約制の導入と活用 ☆染織技術相談室の全日化 ○迅速分析評価室の設置と活用	○「研究チームマップ」「研究員マップ」の充実と活用 ○総合相談窓口の充実 ○迅速分析評価室の充実	⇒	⇒		
イ 課題解決に向けた下支えの強化 依頼者に既成事実や知識を単に伝達するだけでなく、課題解決の糸口を具体的に指導し、その解決を図り、中小企業等の技術の下支えとなる技術相談を強化する。 また、産技研内での技術相談にとどまらず、生産現場での支援が必要な場合にも対応していくため、研究員派遣指導制度をより充実し、活用されるよう周知するとともに、職員が現場に向き、中小企業等に密着した支援を行う。	○課題解決指向の指導・対応の推進 ○迅速対応の推進 ○ニーズに応じた柔軟対応の推進 ○研究員派遣制度の充実 ☆西陣相談窓口職員の現場派遣の実施	⇒	⇒	⇒	・研究員派遣制度 利用件数 52件	・研究員派遣制度 利用件数 13件
ウ 満足度アンケートの実施 技術相談が課題解決にどのように役立ったかなど、定期的に利用者への満足度アンケートを実施(新規)し、継続的なサービスの質の向上に活用する。	○常設アンケートの実施 ☆顧客満足度調査の実施	⇒	⇒	⇒		
(2)試験・分析						
ア 機器・設備の更新等 高度化する製品開発に伴って必要となる品質評価に関するニーズに対応するため、計画的に機器・設備の更新や保守・校正等により性能を維持することで、信頼的かつ正確な信頼性の高い試験・分析結果を提供する。	施設整備補助事業の活用 ☆ヘッドスペースサンブラー付ガスクロマトグラフ ☆還元仕様20KW電気炉 ☆多機能めっき電源システム ☆精米機等 ☆LA-ICP発光分析装置用脱溶媒システム ☆摩擦試験機Ⅱ型 ☆風合い試験機ハンドルオメーター 等 ○保守・点検等の実施	○機器・設備の更新	⇒	⇒		
イ 利便性の向上 汎用性が高い分析評価機器を揃えた迅速分析評価室を設置(新規)するなど、試験・分析や技術相談の初期対応のスピードアップを図り、中小企業等の利用者の利便性の向上を図る。	○迅速対応の推進(再掲) ○迅速分析評価室の設置と活用(再掲)	⇒	⇒	⇒		
ウ 試験・分析依頼への柔軟な対応等 中小企業等のニーズに応じて、試験・分析や技術相談に柔軟に対応するほか、JIS等の規定に基づかない個別の試験の要望に柔軟に対応するため、オーダーメイド試験を拡充する。	○ニーズに応じた柔軟対応の推進(再掲) ○オーダーメイド試験の充実	⇒	⇒	⇒		

地方独立行政法人京都市産業技術研究所 年度計画

中期計画	平成26年度 年度計画	平成27年度 年度計画(仮)	平成28年度 年度計画(仮)	平成29年度 年度計画(仮)	中期計画 目標値	年度計画 目標値(目安)
エ 課題解決に向けた下支えの強化 産技研の得意技術・固有技術を活かして、試験結果等から導き出された課題解決のための糸口を具体的に指導し、中小企業等の技術の下支えとなる試験・分析を強化する。	○課題解決指向の指導・対応の推進(再掲)	⇒	⇒	⇒		
(3)人材育成						
ア 中小企業等の技術者の育成 中小企業等の技術者を受け入れ、実際の試験や研究を通してトレーニングするORT事業等を活用し、ものづくり分野で求められる高度かつ専門的な技術・知識に関する研修を行い、中小企業等の技術者を育成する。 また、研究員派遣指導制度をより充実し、活用されるよう周知することで、研究員が企業の生産現場に向く機会を増やし、現場での技術指導を通して中小企業等の技術者を育成する。	技術開発・プロセス管理研修の充実 ・OORT事業の推進 ・中小企業技術者研修の充実 ・☆京都バイオ計測センターを活用した高度分析試験機器利用促進・人材育成事業(～平成27年度)の実施 ○研究員派遣制度の充実(再掲)	⇒ ⇒ ⇒ ⇒	⇒ ⇒ ⇒ ⇒	⇒ ⇒ ⇒ ⇒		・☆京都バイオ計測センターを活用した人材育成事業の推進
イ 伝統産業の技術者の育成 伝統産業分野における研修は、産技研が開発した材料や固有技術を生かし、科学・技術・技能が三位一体となった内容で、基礎研修から応用研修、さらには新商品の企画・立案までを計画的に体系立てて行う。 また、技術の修得が実際の雇用につながり、世に出る伝産技術セミナーの拡充等に取り組む。	伝産産業技術後継者育成研修の充実 ・○西陣織コースの充実 ・○染色コースの充実 ○世に出る伝産技術セミナー及びプログラムの充実 ☆京都次世代ものづくり産業雇用創出プロジェクト(～平成27年度)の活用 ☆西陣相談窓口職員の現場派遣の実施(再掲)	⇒ ⇒ ⇒ ⇒ ⇒	⇒ ⇒ ⇒ ⇒ ⇒	⇒ ⇒ ⇒ ⇒ ⇒		
(4)研究開発						
ア 戦略的な研究開発の推進						
(ア)研究開発の計画的実施 中小企業等のニーズや京都市の産業振興施策、市場動向等を的確に把握し、カルティヴェイション研究やパイロット研究等、基礎的な研究から事業化・製品化につながる研究開発までを計画的に実施する。	カルティヴェイション研究の推進 ・☆「金属-酸化物複合体の構造制御による新規高機能性の発現」 ・☆「有用乳酸菌の探索」 ・☆「グリーン社会を実現するMEMSデバイス開発を目的としためっき法による微細構造体創製」 ・☆「水素吸蔵合金を利用した水素標準化基盤技術の開発」  パイロット研究の推進 ・☆「固体試料直接分析法による溶液分析法の新たな展開」	(各年でテーマ設定しており未定)	(各年でテーマ設定しており未定)	(各年でテーマ設定しており未定)		
(イ)重点研究開発分野の強化 将来、成長が予想される分野や中小企業等の下支えとなる分野の研究開発を重点分野に位置づけ、予算、人員を優先的に配分する。そして、それぞれの研究成果を活用した新技術・新製品を創出し、新たな市場を獲得して京都経済の活性化を図る。	○中小企業成長・下支えリーディング事業の推進 ☆研究戦略ライン(理事・フェロー)を活かした研究の推進	⇒ ⇒	⇒ ⇒	⇒ ⇒		
<重点分野>						
a バイオライフィケーション事業 産技研の強みであるバイオを基軸として、「食品・生活」をテーマとする新素材の開発や分析・評価技術の確立を中心とした研究に取り組む。  ・平成26年度重点事業(～平成29年度)「清酒酵母性能評価システムの開発ー呑み方提案型酵母の開発ー」	重点分野研究テーマの推進 ・○「清酒酵母性能評価システムの開発ー呑み方提案型酵母の開発ー」 ・☆「バイオ計測技術確立のための分析装置及び試薬群の開発」	⇒ ⇒	⇒ ⇒	⇒ ⇒		

中期計画	平成26年度 年度計画	平成27年度 年度計画(仮)	平成28年度 年度計画(仮)	平成29年度 年度計画(仮)	中期計画 目標値	年度計画 目標値(目安)
<p>h エコグリーンイノベーション事業</p> <p>得意分野である省エネ・省資源につながる材料等の開発技術を活かして、「環境・エネルギー」をテーマとする新素材の開発や分析技術の確立を中心とした研究に取り組む。</p> <p>・平成26年度重点事業「グリーンITによるCO2削減に貢献する大型・高精細有機ELディスプレイ製造技術イノベーションのための低熱高強度メタルマスク製造に関する基盤技術の開発」</p>	<p>重点分野研究テーマの推進</p> <p>・O「グリーンITによるCO2削減に貢献する大型・高精細有機ELディスプレイ製造技術イノベーションのための低熱高強度メタルマスク製造に関する基盤技術の開発」</p>	(新規設定)	(新規設定)	(新規設定)		
<p>i 京都高度伝統文化イノベーション事業</p> <p>伝統産業技術を伝統産業業界にとどめることなく、伝世品の保存修復をはじめとした新たな事業分野へ展開するとともに、若手技術者に対する販路開拓等の支援を行う。</p> <p>・平成26年度重点事業(～平成29年度)「三次元デジタル等の新規機器を用いた文化財修復研究及び商品開発への展開」</p>	<p>重点分野研究テーマの推進</p> <p>・O「三次元デジタル等の新規機器を用いた文化財修復研究及び商品開発への展開」</p> <p>・☆「安全安心な商品のためのAR技術」</p>	⇒	⇒	⇒		
<p>d 下支え強化事業</p> <p>中小企業等における製造工程や研究開発の過程で必要となる分析評価技術の高度化や、不良対策、品質向上、生産効率の向上、環境調和等の課題を解決し、事業化・製品化を後押しすることにより、中小企業等の下支えを行う。</p> <p>・平成26年度重点事業(～平成29年度)「特定労働者アミンをはじめとする繊維製品に含まれる物質の法規制への対応」</p>	<p>重点分野研究テーマの推進</p> <p>・O「特定労働者アミンをはじめとする繊維製品に含まれる物質の法規制への対応」</p> <p>・☆「グローバル・ニッチ・トップ企業技術イノベーション ～金属・セラミックス中ガス分析研究の高度化～」</p> <p>・☆「新規触感センサの製品開発研究」</p>	⇒	⇒	⇒		
<p>(ウ)実用化の推進</p> <p>産技術の技術が、これまで以上に広く世の中に活用されることを目指して、得意技術・固有技術を活かして環境負荷の低減につながるセルロースナノファイバーを用いたグリーン高機能製品の実用化開発や、新たな高放熱性セラミックス基板材料の開発等に取り組む。</p>	<p>実用化に向けた研究テーマの推進</p> <p>・O「セルロースナノファイバーを用いたグリーン高機能製品の実用化開発」</p> <p>・O「LEDの更なる高効率化・省エネルギーを図る新たな高放熱性セラミックス基板材料の開発」</p>	⇒	⇒	⇒		
<p>(エ)外部資金の活用</p> <p>国や公益財団法人等が実施する競争的研究事業を積極的に活用し、事業化・産業化が期待される研究開発や、これから進展する研究開発を更に充実させる。</p>	<p>☆研究戦略ライン(理事・フェロー)を活かした研究の推進(再掲)</p> <p>前年度から継続する共同研究(外部資金)の推進</p> <p>・☆「次世代高周波半導体デバイスに対応する高性能コンタクトプローブの製品開発」</p> <p>・☆「世界市場を開拓するSake、大吟醸生産システムの革新」</p> <p>・☆「リチウムイオン電池用高性能シリコン系負極材の開発」</p> <p>・☆「高機能リグノセルロースナノファイバーの真製造プロセスと部材化技術開発」</p> <p>・☆「SiC/パワーデバイス実装基盤技術の高度化～集積回路化及び高放熱特性制御のための基盤要素技術の開発」</p>	⇒	⇒	⇒	・外部資金応募・ 継続合計件数 48件	・外部資金応募・ 継続合計件数 12件

地方独立行政法人京都市産業技術研究所 年度計画

中期計画	平成26年度 年度計画	平成27年度 年度計画(仮)	平成28年度 年度計画(仮)	平成29年度 年度計画(仮)	中期計画 目標値	年度計画 目標値(目安)
イ 共同研究等					共同研究・受託研究、外部資金(単独除く)応募・継続件数 88件	共同研究・受託研究、外部資金(単独除く)応募・継続件数 22件
(ア)共同研究・受託研究の提案・実施等 共同研究や受託研究を積極的に提案・実施し、大学や中小企業等との連携を強化するとともに、これまでの研究開発成果を活かし、技術面で、中小企業等の海外展開や国際競争力の強化に貢献する。	○共同研究・受託研究の推進 ⇒ 前年度から継続する共同研究(外部資金)の推進(再掲) ⇒ ・☆「次世代高周波半導体デバイスに対応する高性能コンタクトプローブの製品開発」 ⇒ ・☆「世界市場を開拓するSake、大吟醸生産システムの革新」 ⇒ ・☆「リチウムイオン電池用高性能シリコン系負極材の開発」 ⇒ ・☆「高機能リグノセルロースナノファイバーの一貫製造プロセスと部材化技術開発」 ⇒ ・☆「SiCパワーデバイス実装基盤技術の高度化―集積回路化及び高放熱特性制御のための基盤要素技術の開発」	⇒	⇒	⇒		
(イ)共同研究・受託研究への柔軟な対応 中小企業等のニーズに応えるため、迅速な意思決定と柔軟に研究に対応できる体制を構築するとともに、突発的な共同研究・受託研究や、複数年度にまたがる共同研究・受託研究にも、中小企業等の要望に合わせて柔軟に対応する。	○迅速対応の推進(再掲) ⇒ ○ニーズに応じた柔軟対応の推進(再掲) ⇒ ○複数年度契約制度の導入と活用	⇒	⇒	⇒		
(ウ)「京都バイオ計測センター」の活用 バイオ・ライフサイエンス関連産業の育成等、研究開発の機能強化を図るため、地域産学官共同研究拠点である「京都バイオ計測センター」を積極的に活用する。	京都バイオ計測センターを活用した研究テーマの推進 ⇒ ・☆「世界市場を開拓するSake、大吟醸生産システムの革新」(再掲) ⇒ ☆京都バイオ計測センターを活用した高度分析試験機器利用促進・人材育成事業(～平成27年度)の実施(再掲)	⇒	⇒	⇒ ☆京都バイオ計測センターを活用した人材育成事業の推進(再掲)		
ウ 研究成果の普及と技術移転					産技研単独での業界向け成果発表件数 216件	産技研単独での業界向け成果発表件数 54件
(ア)研究成果を活用する仕組みの構築 産技研の研究成果を中小企業等が広く活用する仕組みを構築し、研究開発の成果を迅速に技術移転して、実用化や事業化等の「技術の産業化」につなげる。 また、知的財産として確保・維持・活用していけるよう、知的財産管理ポリシーを作成(新規)するとともに、顧問弁理士等を活用(新規)する。	☆研究成果発表会の実施 ⇒ ☆研究戦略ライン(理事・フェロー)の設置と活用 ⇒ ○知的財産管理ポリシーの作成と活用 ⇒ ○顧問弁理士等の活用	⇒ ☆研究成果発表会の充実	⇒	⇒		
(イ)成果発表会等の開催 目の輝き成果発表会の充実等により、研究により得られた成果や知見を発表し、開発した技術や製品等を展示する機会の増加に努め、中小企業に研究成果の普及と技術移転を図る。 また、学会発表等を通じて、研究開発に係る成果を広く発信し、技術移転等に努める。	○目の輝き成果発表会の推進 ⇒ ○学会発表等の充実 ⇒ ☆論文発表費用補助制度の導入と活用	⇒	⇒	⇒		

地方独立行政法人京都市産業技術研究所 年度計画

中期計画	平成26年度 年度計画	平成27年度 年度計画(仮)	平成28年度 年度計画(仮)	平成29年度 年度計画(仮)	中期計画 目標値	年度計画 目標値(目安)
(ウ)刊行物の利用等 研究報告書やホームページ等の広報媒体を活用し、最新の研究成果や技術情報、産技研が提供するサービスを広く発信する。	○産技研ホームページの刷新 ☆産技研パンフレットの刷新 ○広報媒体を活用した情報発信の充実	○産技研ホームページの充実 ☆産技研パンフレットの充実	⇒	⇒		
(5)研究会活動						
ア 研究会活動を通じた産業界支援 伝統産業から先端産業まで各技術分野に設置された研究会の活動を通して、中小企業等が求める技術ニーズの把握や新技術の情報を提供し、研究成果の技術移転につなげる。	○各研究会活動の充実	⇒	⇒	⇒		
イ 研究会の横断的活动的支援 複数の研究会が共同して実施する試作事業や合同事業の活性化を図ることにより、京都産業の活性化を推進する。 また、若手技術者の技術交流に取り組み、高度で柔軟な発想を持った次代の京都産業を支える人材を育成する。	○京都ものづくり協力会活動の充実 ☆デザイン支援・試作支援機能の強化 ☆瑞源400年試作事業の準備 ○若手技術者の技術交流の推進	⇒	⇒	⇒	・複数の研究会による横断的 活動件数 112件	・複数の研究会による横断的 活動件数 28件
2 新産業創出支援						
(1)知恵産業の推進						
ア 新技術・新製品の開発促進 京都が持つ伝統技術と先端技術を融合させた新たな京都ブランドの創出や、新技術・新製品の開発を促進する。	知恵関連研究テーマの推進 ・☆先進分析技術を活用した新しい京焼・清水焼用無鉛絵具の創成 ・☆液晶パネルガラスのリサイクル技術の開発 ☆京都市知恵産業推進有識者会議を活用した「知恵創出目の輝き企業認定制度」の推進	⇒	⇒	⇒	・知恵関連補助金 申請件数 20件	・知恵関連補助金 申請件数 5件
イ 企業マッチングの促進 研究会に参画する中小企業等の得意技術・技能等の情報を集積した企業情報分析システムの情報や関係機関とのネットワークを効果的に活かし、企業マッチングを促進する。	○企業マッチングの推進	⇒	⇒	⇒	・企業等マッチング 件数 200件	・企業等マッチング 件数 50件
ウ 新技術・新製品等の情報発信・販路開拓の強化 産技研の技術力の見える化の一環を担うショールームの設置(新規)等、産技研における新技術・新製品の情報発信力を高めるとともに、首都圏での情報発信、販路開拓を支援する。	○産技研ショールームの設置と活用 ○首都圏での情報発信、販路開拓支援の推進 ○目の輝き成果発表会の推進(再掲)	○産技研ショールームの充実	⇒	⇒		
エ 人材育成 伝統産業分野における研修修了生を対象に、未来の担い手育成や、研修で習得した技術を活用した新たな市場への進出を支援していく。 また、関係機関で実施しているビジネス教育も活用することで、技術開発から市場展開までを一貫して担える人材を育成する。	○伝統産業技術者研修等修了生を対象とした支援の推進 ○関係機関ビジネス教育活用の企画検討 ☆京都次世代ものづくり産業雇用創出プロジェクト(～平成27年度)の活用(再掲)	○関係機関ビジネス教育活用の推進	⇒	⇒		

地方独立行政法人京都市産業技術研究所 年度計画

中期計画	平成26年度 年度計画	平成27年度 年度計画(仮)	平成28年度 年度計画(仮)	平成29年度 年度計画(仮)	中期計画 目標値	年度計画 目標値(目安)
(2) 伝統産業分野への支援						
ア 技術課題の解決、新製品開発に関する技術相談 海外を含めた消費者のニーズ等、常に新たな視点を持って関係機関との連携を推進するとともに、研究部門と知恵産業推進部門との連携を強化して、技術課題の解決、新製品開発に関する技術相談に取り組む。	○関係機関との連携の推進 ○研究部門と知恵産業推進部門との連携の強化 ☆デザイン支援・試作支援機能の強化(再掲) ☆京都市知恵産業推進有識者会議を活用した「知恵創出目の輝き企業認定制度」の推進(再掲)	⇒	⇒	⇒		
イ 新たな展開に向けた技術支援 京都伝統産業の活性化を図るため、海外を含めた消費者のニーズ等、常に新たな視点を持って関係機関との連携を推進することにより、伝統産業製品の販路拡大や新事業分野への進出を視野に入れた技術支援に取り組む。 また、伝世品の保存修復を基にした新事業の創出支援等に取り組む。	○関係機関との連携の推進(再掲) ○伝統産業の新たな展開に向けた技術支援の充実 重点分野研究テーマの推進(再掲) ・○「三次元デジタルイザ等の新規機器を用いた文化財修復研究及び商品開発への展開」 ☆京都市知恵産業推進有識者会議を活用した「知恵創出目の輝き企業認定制度」の推進(再掲)	⇒	⇒	⇒		
ウ 伝統産業の技術者の育成 「1(3) イ 伝統産業の技術者の育成」とおり。	伝統産業技術後継者育成研修の充実(再掲) ・○西陣織コースの充実 ・○染色コースの充実 ○世に出る伝産技術セミナー及びプログラムの充実(再掲) ☆京都次世代ものづくり産業雇用創出プロジェクト(～平成27年度)の活用(再掲) ☆西陣相談窓口職員の現場派遣の実施(再掲)	⇒	⇒	⇒		
(3) 新成長分野への支援						
ア バイオライフィケーション事業の推進 「1(4)ア (イ) バイオライフィケーション事業」とおり。	重点分野研究テーマの推進(再掲) ・○「清酒酵母性能評価システムの開発—呑み方提案型酵母の開発—」 ・☆「バイオ計測技術確立のための分析装置及び試薬群の開発」	⇒	⇒	⇒		
イ エコグリーンイノベーション事業の推進 「1(4)ア (イ) エコグリーンイノベーション事業」とおり。	重点分野研究テーマの推進(再掲) ・○「グリーンITによるCO2削減に貢献する大型・高精度有機ELディスプレイ製造技術イノベーションのための低熱膨張メタルマスク製造に関する基盤技術の開発」	(未定)	(未定)	(未定)		
ウ 京都高度伝統文化イノベーション事業の推進 「1(4)ア (イ) 京都高度伝統文化イノベーション事業」とおり。	重点分野研究テーマの推進(再掲) ・○「三次元デジタルイザ等の新規機器を用いた文化財修復研究及び商品開発への展開」	⇒	⇒	⇒		
エ 新事業創出の促進 バイオライフィケーション事業、エコグリーンイノベーション事業、京都高度伝統文化イノベーション事業に加え、ナノ加工技術等、産技研の得意技術を活かした支援を実施することにより、中小企業等の新製品創出、新たな事業展開等を促進する。	実用化に向けた研究テーマの推進(再掲) ・○「セルロースナノファイバーを用いたグリーン高機能製品の実用化開発」 ・○「LEDの更なる高効率化・省エネルギーを図る新たな高放熱性セラミックス基板材料の開発」	⇒	⇒	⇒		
オ 「京都バイオ計測センター」の活用 「1(4)イ (ウ) 「京都バイオ計測センター」の活用」とおり。	京都バイオ計測センターを活用した研究テーマの推進(再掲) ・☆「世界市場を開拓するSake、大吟醸生産システムの革新」(再掲) ☆京都バイオ計測センターを活用した高度分析試験機器利用促進・人材育成事業(～平成27年度)の実施(再掲)	⇒	⇒	⇒		☆京都バイオ計測センターを活用した人材育成事業の推進(再掲)

地方独立行政法人京都市産業技術研究所 年度計画

中期計画	平成26年度 年度計画	平成27年度 年度計画(仮)	平成28年度 年度計画(仮)	平成29年度 年度計画(仮)	中期計画 目標値	年度計画 目標値(目安)
3 連携の推進					・連携事例件数 (地域・広域合計) 364件	・連携事例件数 (地域・広域合計) 91件
(1)地域連携の推進						
ア 産業支援機関等との連携 中小企業等の様々な相談や課題の解決に応えるため、行政機関や京都商工会議所、公益社団法人京都工業会、金融機関等、多様な産業支援機関と連携し、お互いの強みを活かして支援する。 特に、公益財団法人京都高度技術研究所との連携については、京都型グローバルニッチトップ企業創出支援事業を活用するなど、中小企業等のニーズに的確に対応した支援施策の一体化を図る。	☆京都市知事産業推進有識者会議を活用した「知恵創出目的輝き企業認定制度」の推進(再掲) ○京都型グローバルニッチトップ企業創出支援事業の活用 ☆京都バイオ計測センターを活用した高度分析試験機器利用促進・人材育成事業(～平成27年度)の実施(再掲)	⇒	⇒	⇒		
イ 大学との連携 中小企業等の新技術・製品開発や新分野への進出につながる研究開発等を行うため、京都大学等の市内の大学と連携して中小企業等を支援する。 特に、包括連携協定を締結している、京都工芸繊維大学との研究発表会などの研究交流等、及び京都市立芸術大学との伝世品の保存修復に関する共同研究等の取組を、より一層充実させる。	○京都工芸繊維大学繊維化学センターとの研究者交流会の促進 ○京都市立芸術大学との伝世品の調査及び保存修復に関する共同研究等の充実 ☆京都府立大学とのバイオ関連協定の締結	⇒	⇒	⇒		
(2)広域連携の推進						
ア 広域的な産業支援機関等との連携 中小企業等に対する支援をより効果的に行うため、京都市域の枠を超えて、試験研究機関や業界団体、学術団体、産業支援機関等との共同研究及び研究員の相互派遣等を実施する。	☆近畿地域イノベーション創出協議会や産業技術連携推進会議等の活用 ☆精の技術交流プラザ(公設試連携)の開催 ☆せんば産塾(大阪府)との情報交換の推進 ☆近畿経済産業局技術連携推進WGの活用	⇒	⇒	⇒		
イ 広域的な大学との連携 大学については、中小企業等の事業展開がグローバル化している状況を踏まえ、国内外を問わず広範な連携に取り組む。	○国外含む広域の大学との連携の推進	⇒	⇒	⇒		

地方独立行政法人京都市産業技術研究所 年度計画

中期計画	平成26年度 年度計画	平成27年度 年度計画(仮)	平成28年度 年度計画(仮)	平成29年度 年度計画(仮)	中期計画 目標値	年度計画 目標値(目安)
4 設備・機器の整備及び活用					・設備利用件数 1,048件	・設備利用件数 262件
(1)設備・機器の計画的な整備・更新 設備・機器については、中長期的視点に立って、ニーズが高いものや研究開発に不可欠なものを、設備・機器整備計画に基づき、計画的に整備・更新する。	施設整備補助事業の活用(再掲) ・☆ヘッドスペースサンプラー付ガスクロマトグラフ ・☆還元仕様20KW電気炉 ・☆多機能めっき電源システム ・☆精米機等 ・☆LA-ICP発光分析装置用脱溶媒システム ・☆摩摺試験機Ⅱ型 ・☆風合い試験機ハンドルオメーター 等  ☆地域オープンイノベーション促進事業の活用	○機器・設備の更新(再掲)        ○各種調査事業の活用	⇒        ⇒	⇒        ⇒		
(2)保守点検 設備・機器については、老朽化等により試験環境への悪影響が及ぶことのないよう、精度を維持するために計画的に保守点検を行い、常に正常な状態で使用できるよう努める。	○保守・点検等の実施(再掲)	⇒	⇒	⇒		
(3)設備・機器の利活用向上の推進 機器利用講習会の開催や、設備・機器を利用するサービスの積極的なPR・周知を実施する。	○機器利用講習会の実施 ○機器利用の周知	○機器利用講習会の充実 ⇒	⇒ ⇒	⇒ ⇒		
(4)外部資金の活用 設備・機器の整備に当たっては、国や公益財団法人等の外部資金を活用し、一層の充実を図る。	JKAの活用 ・☆表面形状測定機  ☆地域オープンイノベーション促進事業の活用(再掲)	○外部資金の活用  ○各種調査事業の活用(再掲)	⇒  ⇒	⇒  ⇒		
5 情報発信・情報収集の強化					・見学者数 1,652人 ・産技研単独での 業界向け 成果発表件数 216件	・見学者数 413人 ・産技研単独での 業界向け 成果発表件数 54件
(1)中小企業等に対する情報発信・情報収集 技術支援や研究開発に係る成果事例の充実やホームページの刷新、目の輝き成果発表会の充実、研究成果発表会の開催、広報宣伝活動の強化により、中小企業等が求める情報を分かりやすく伝え、産技研のより一層の利用促進を図るとともに、あわせて研究や支援に活かすため、中小企業等のニーズの把握に努める。 また、平成28年の100周年を機に、中小企業等や市民に広く産技研に対する理解を促進するとともに、新たな中小企業等の利用促進につなげるため、記念事業(新規)を実施する。	○成果事例の充実 ⇒ ○産技研ホームページの刷新(再掲) ☆産技研パンフレットの刷新(再掲) ○産技研ショールームの設置と活用(再掲) ○目の輝き成果発表会の推進(再掲) ○研究成果発表会の実施 ⇒ ☆各種団体向け見学の充実 ⇒	⇒  ○産技研ホームページの充実(再掲) ⇒ ☆産技研パンフレットの充実(再掲) ⇒ ○産技研ショールームの充実(再掲) ⇒ ⇒ ⇒ ⇒ ⇒ ○100周年記念事業の準備 ⇒	⇒  ⇒ ⇒ ⇒ ⇒ ⇒ ⇒ ⇒ ⇒ ○100周年記念事業の実施	⇒  ⇒ ⇒ ⇒ ⇒ ⇒ ⇒ ⇒ ⇒ ⇒	・産技研News・ ちえのわ配布件数 21,120件	・産技研News・ ちえのわ配布件数 5,280件
(2)研究成果の発表 学会発表等を通じて、研究開発の成果を広く発信し、技術移転等に努める。	○学会発表等の充実(再掲)	⇒	⇒	⇒		



地方独立行政法人京都市産業技術研究所 年度計画

中期計画	平成26年度 年度計画	平成27年度 年度計画(仮)	平成28年度 年度計画(仮)	平成29年度 年度計画(仮)	中期計画 目標値	年度計画 目標値(目安)
(2)職員の確保・育成						
ア 職員の確保						
(ア)計画的な職員の確保 事業活動の要となる研究員が事業の成否を左右することから、中長期的視点から優秀な人材を計画的に採用する。	○職員採用計画の策定 ○計画に沿った研究員等の採用	⇒	⇒	⇒		
(イ)柔軟かつ多様な職員の確保 職員の確保に当たっては、高度な専門性等を有するフェローの採用(新規)や、中小企業等のニーズやプロジェクトの期間に合わせた研究補助員の採用(新規)等、柔軟かつ多様な方法を取り入れる。	○フェロー制度の導入と活用 ○研究補助員制度の導入と活用 ★再雇用制度の活用	⇒ ⇒ ⇒	⇒ ⇒ ⇒	⇒ ⇒ ⇒		
(ウ)事務職員のプロパー化 法人の自主的・自律的な組織運営に必要な事務職員を計画的に採用し、プロパー化を進める。	○職員採用計画の策定(再掲) ○計画に沿ったプロパー事務職員等の採用	⇒	⇒	⇒		
イ 職員の育成						
(ア)計画的な職員の育成 職員の育成については、能力開発の道筋を明らかにするとともに中長期的視点から職員の資質・能力の向上を図る。	★研究員能力開発指針の改訂 ★指針に沿った研修の実施	⇒	⇒	⇒		
(イ)研究成果の発表 研究成果の学会発表等を通じて、情報発信はもとより研究開発能力の向上を図る。	○学会発表等の充実(再掲)	⇒	⇒	⇒		
(ウ)関係機関への派遣 大学、研究機関等へ職員を派遣し、職員の研究開発能力、技術支援能力の一層の向上を図る。また、行政機関等へ職員を派遣し、職員の業務運営能力、組織管理能力の一層の向上を図る。	○大学、研究機関等への職員派遣の推進 ○行政機関への職員派遣の準備	⇒ ⇒	⇒ ⇒	⇒ ⇒		
(3)技術の継承						
ア チーム制による技術継承 産技研が保有する得意技術や固有技術を継承し、さらに発展させていくため、チーム単位で計画的に職員を確保・育成する。	★チーム制の強化(再掲)	⇒	⇒	⇒		
イ OB職員等の活用 長年、産技研の技術を支えてきたOB職員等を柔軟に採用し、技術の継承・発展・有効活用につなげる。	★再雇用制度の活用(再掲)	⇒	⇒	⇒		
2 業務の評価・検証						
(1)業務実績評価の実施 京都の地域特性を踏まえた評価項目や評価軸に沿って、P(Plan)、D(Do)、C(Check)、A(Act)の流れによる業務執行を実施する。	★評価制度(自己評価、評価委員会評価)の整備 ★新事業等の実績件数収業務の整備	⇒	⇒	⇒		
(2)評価・アンケート結果の反映 提供する各種サービスの質の向上に向けて、評価結果や中小企業等へのアンケート結果を、業務改善に活かしていく。	○常設アンケート結果に基づく業務改善活動の推進 ★顧客満足度調査結果に基づく業務改善活動の推進 ○自己評価、評価委員会の評価結果を受けた業務改善活動の推進	⇒ ⇒ ⇒	⇒ ⇒ ⇒	⇒ ⇒ ⇒		

中期計画	平成26年度 年度計画	平成27年度 年度計画(仮)	平成28年度 年度計画(仮)	平成29年度 年度計画(仮)	中期計画 目標値	年度計画 目標値(目安)
(3)インセンティブ制度の導入 頑張ったことが報われるよう、めざましい業績をあげた職員に 対する顕彰制度の創設(新規)等、インセンティブ制度を導入す る。	○職員顕彰制度の導入と活用	⇒	⇒	⇒		
第3 財務内容の改善に関する目標を達成するためにとるべき 措置						
1 経費の効果的・効率的な執行						
(1)予算の弾力的かつ効果的な執行 地方独立行政法人の特性を十分に踏まえ、弾力的かつ効果 的な予算執行を行う。	○弾力的かつ効果的な予算執行とモニタリング の実施	⇒	⇒	⇒		
(2)経費の節減 会計制度に関する研修の実施等により、職員のコスト意識を醸 成するとともに、アウトソーシングの導入や委託業務内容の見直 し、複数年度契約の導入等、事務処理の簡素化等を進め、経費の 節減に努める。	☆人事給与システムのアウトソーシング ☆一括契約の推進 ☆物件単価契約の推進 ☆物件購入手続の簡素化 ☆インターネット購買の実施 ○複数年度契約の導入と活用(再掲)	⇒ ⇒ ⇒ ⇒ ⇒ ⇒	⇒ ⇒ ⇒ ⇒ ⇒ ⇒	⇒ ⇒ ⇒ ⇒ ⇒ ⇒		
2 収入の確保						
(1)自己収入の確保						
ア サービス利用者の増加 中小企業等のニーズに基づいた設備・機器の整備に努め、利 便性の向上や情報発信・PR等により、利用者を増加させ、自己 収入の確保を図る。	☆自己収入 200百万円(基金含む)	☆自己収入 91百万円	☆自己収入 91百万円	☆自己収入 91百万円		
イ 適正な料金設定 設備・機器の利用料金は、企業ニーズ等を踏まえ、適正な料 金設定となるよう、必要に応じて見直しを行う。	☆消費税増税を踏まえた料金見直し	○情勢を踏まえた料金見直しの検討	⇒	⇒		
(2)外部資金の有効活用 国や公益財団法人等の外部資金を積極的に活用する。	☆外部資金 37百万円	☆外部資金 37百万円	☆外部資金 37百万円	☆外部資金 37百万円		

中期計画	平成26年度 年度計画	平成27年度 年度計画(仮)	平成28年度 年度計画(仮)	平成29年度 年度計画(仮)	中期計画 目標値	年度計画 目標値(目安)
3 サービス向上等に向けた剰余金の有効活用 経営努力によって生じた剰余金については、中小企業支援、研究開発の充実・強化、施設・設備機器の整備及び組織運営の改善等、法人の円滑な業務運営のために充当するとともに、計画性をもって有効に活用する。	○剰余金の使途等の整理	⇒ ○剰余金の有効活用	⇒	⇒		
第4 その他業務運営に関する重要事項の目標を達成するためにとるべき措置						
1 法令遵守の徹底						
(1) 行動指針・行動基準の策定・遵守 法令の遵守はもとより、公的機関に従事する職員として、市民から疑念や不信を抱かれることのないよう、行動指針・行動基準を定め、これを遵守する。	○行動規範の策定 ○行動規範の遵守	⇒	⇒	⇒		
(2) 組織的な取組 法令遵守については、職員に対する研修を計画的・継続的に実施するとともに、独自のコンプライアンス方針を策定(新規)するなど、確実な実施に向けた仕組み・体制の整備を行う。	○コンプライアンス方針の策定 ○コンプライアンス方針の遵守 ○法令遵守研修の実施 ★監察体制の整備・運用	⇒ ⇒ ⇒ ⇒	⇒ ⇒ ⇒ ⇒	⇒ ⇒ ⇒ ⇒		
2 情報セキュリティ管理と情報公開の徹底						
(1) 情報セキュリティ管理 職員が職務上知り得た秘密事項については、情報管理を徹底するとともに、情報漏洩が発生しないよう、京都市個人情報保護条例に基づき、情報セキュリティポリシーの策定等、対策を講じる。	○情報セキュリティポリシーの策定 ○情報セキュリティポリシーの遵守 ★情報セキュリティ管理研修の実施	⇒ ⇒	⇒ ⇒	⇒ ⇒		
(2) 情報公開 産技研の事業内容や組織運営状況については、地方独立行政法人法や京都市情報公開条例等の関連法令に基づき、ホームページ等を通じて適切に情報を公開・提供する。	○産技研ホームページ等による法人情報の公開	⇒	⇒	⇒		
3 環境・安全衛生マネジメントの徹底						
(1) 環境管理 業務運営に際しては、環境に与える影響について、化学物質や産業廃棄物の適切な管理と処分等、環境負荷に配慮した環境マネジメントシステムを確立する。	★環境活動プロジェクトの充実	⇒	⇒	⇒		
(2) 安全衛生管理 安全衛生管理関連法令に基づいた管理体制を確立し、職員の健康の確保に努める。	★安全衛生委員会活動の充実	⇒	⇒	⇒		
(3) 安全対策 職員が安全で快適な環境において業務が従事できるよう十分配慮するとともに、事故や災害発生時の対応策をマニュアル化し、適切な対応がとれるよう定期的な訓練を実施する。	○事故対応マニュアル(仮)の整備 ★防災計画の充実 ○事故・災害対応訓練の実施	⇒ ⇒ ⇒	⇒ ⇒ ⇒	⇒ ⇒ ⇒		

地方独立行政法人京都市産業技術研究所 年度計画

中期計画	平成26年度 年度計画	平成27年度 年度計画(仮)	平成28年度 年度計画(仮)	平成29年度 年度計画(仮)	中期計画 目標値	年度計画 目標値(目安)
4 施設及び設備・機器の維持管理 施設及び設備・機器の適切な維持・保守管理を行うとともに、施設については中長期の保全計画を策定し、計画的でこまめな改修を行っていくことにより長寿命化に努め、長期間トータルでの管理運営費節減を図る。	○保守・点検等の実施(再掲) ○施設の維持管理	⇒ ⇒ ○施設の中長期保全計画策定の検討	⇒ ⇒ ⇒	⇒ ⇒ ⇒		
第5 予算(人件費の見積りを含む。)、収支計画及び資金計画						
1 予算(人件費の見積りを含む。)						
平成26年度～平成29年度 予算(単位:百万円)	平成26年度 予算(単位:百万円)	平成27年度 予算(単位:百万円)	平成28年度 予算(単位:百万円)	平成29年度 予算(単位:百万円)		
収入 運営費交付金 3,867 施設整備費補助金 261 自己収入 473 事業収入 155 受託研究等収入 167 補助金収入 34 雑収入 117 計 4,601	収入 運営費交付金 967 施設整備費補助金 82 自己収入 200 事業収入 39 受託研究等収入 42 補助金収入 8 雑収入 111 計 1,249	収入 運営費交付金 967 施設整備費補助金 60 自己収入 91 事業収入 39 受託研究等収入 42 補助金収入 8 雑収入 2 計 1,118	収入 運営費交付金 967 施設整備費補助金 60 自己収入 91 事業収入 39 受託研究等収入 42 補助金収入 8 雑収入 2 計 1,118	収入 運営費交付金 966 施設整備費補助金 59 自己収入 91 事業収入 38 受託研究等収入 41 補助金収入 10 雑収入 2 計 1,116		
支出 業務費 3,213 技術研究経費 287 受託研究等研究経費 169 人件費 2,757 施設整備費 295 一般管理費 984 計 4,492	支出 業務費 803 技術研究経費 72 受託研究等研究経費 42 人件費 689 施設整備費 90 一般管理費 246 計 1,139	支出 業務費 803 技術研究経費 72 受託研究等研究経費 42 人件費 689 施設整備費 69 一般管理費 246 計 1,118	支出 業務費 803 技術研究経費 72 受託研究等研究経費 42 人件費 689 施設整備費 69 一般管理費 246 計 1,118	支出 業務費 804 技術研究経費 71 受託研究等研究経費 43 人件費 690 施設整備費 67 一般管理費 246 計 1,117		
【人件費の見積り】 中期計画期間中総額2,757百万円を支出する。(退職手当は除く。) ※ 金額については見込みであり、今後、変更する可能性がある。 ※ 京都市から引き継ぐ「山本文二郎漆科学基金」100百万円及び「松井悦彦研究基金」9百万円については、運営費交付金に含めず、雑収入に計上している。 ※ 退職手当については、地方独立行政法人京都市産業技術研究所が定める規定に基づき所定金額を支給するが、運営費交付金として措置される額については、各事業年度の予算編成過程において算定される。	【人件費の見積り】 総額689百万円を支出する。(退職手当は除く。) ※ 金額については見込みであり、今後、変更する可能性がある。 ※ 京都市から引き継ぐ「山本文二郎漆科学基金」100百万円及び「松井悦彦研究基金」9百万円については、運営費交付金に含めず、雑収入に計上している。 ※ 退職手当については、地方独立行政法人京都市産業技術研究所が定める規定に基づき所定金額を支給する。	【人件費の見積り】 総額689百万円を支出する。(退職手当は除く。) ※ 金額については見込みであり、今後、変更する可能性がある。 ※ 退職手当については、地方独立行政法人京都市産業技術研究所が定める規定に基づき所定金額を支給する。	【人件費の見積り】 総額689百万円を支出する。(退職手当は除く。) ※ 金額については見込みであり、今後、変更する可能性がある。 ※ 退職手当については、地方独立行政法人京都市産業技術研究所が定める規定に基づき所定金額を支給する。	【人件費の見積り】 総額689百万円を支出する。(退職手当は除く。) ※ 金額については見込みであり、今後、変更する可能性がある。 ※ 退職手当については、地方独立行政法人京都市産業技術研究所が定める規定に基づき所定金額を支給する。		

地方独立行政法人京都市産業技術研究所 年度計画

中期計画	平成26年度 年度計画	平成27年度 年度計画(仮)	平成28年度 年度計画(仮)	平成29年度 年度計画(仮)	中期計画 目標値	年度計画 目標値(目安)
<b>2 収支計画</b>						
平成26年度～平成29年度 収支計画(単位:百万円)						
費用の部	4,953	1,291	1,257	1,226	1,179	
経常費用	4,932	1,270	1,257	1,226	1,179	
業務費	4,197	1,049	1,049	1,049	1,050	
技術研究経費	287	72	72	72	71	
受託研究等研究経費	169	42	42	42	43	
人件費	2,757	689	689	689	690	
一般管理費	984	246	246	246	246	
財務費用	0	0	0	0	0	
雑損	0	0	0	0	0	
減価償却費	735	221	208	177	129	
臨時損失	21	21	0	0	0	
収入の部	4,953	1,291	1,257	1,226	1,179	
経常収益	4,932	1,270	1,257	1,226	1,179	
運営費交付金収益	3,867	966	966	966	969	
事業収入	155	39	39	39	38	
受託研究等収入	167	42	42	42	41	
補助金収入	0	0	0	0	0	
財務収益	7	2	2	2	1	
雑益	1	0	0	0	0	
資産見返負債償戻入	735	221	208	177	129	
資産見返運営費交付金等戻入	0	0	0	0	0	
資産見返補助金等戻入	125	9	25	39	52	
資産見返物品受贈額戻入	610	212	183	138	77	
臨時収益	21	21	0	0	0	
※ 金額については見込みであり、今後、変更する可能性がある。						
<b>3 資金計画</b>						
平成26年度～平成29年度 資金計画(単位:百万円)						
資金支出	4,601	1,249	1,118	1,118	1,116	
業務活動による支出	4,197	1,050	1,049	1,049	1,049	
投資活動による支出	295	90	69	69	67	
財務活動による支出	0	0	0	0	0	
次期中期目標期間への繰越金	109	109	0	0	0	
資金収入	4,601	1,249	1,118	1,118	1,116	
業務活動による収入	4,594	1,247	1,116	1,116	1,115	
運営費交付金収入	3,867	967	967	967	966	
事業収入	155	39	39	39	38	
受託研究等収入	167	42	42	42	41	
補助金等収入	295	90	68	68	69	
その他収入	110	109	0	0	0	
投資活動による収入	0	0	0	0	0	
財務活動による収入	7	2	2	2	1	
前期中期目標期間からの繰越金	0	0	0	0	0	
※ 金額については見込みであり、今後、変更する可能性がある。						
※ 京都市から引き継ぐ「山本文二郎漆科学基金」100万円及び「松井悦造研究基金」100万円については、運営費交付金に含めず、その他収入に計上しており、当該基金は次期中期目標期間を超えて繰り越す予定である。						
※ 京都市から引き継ぐ「山本文二郎漆科学基金」100万円及び「松井悦造研究基金」100万円については、運営費交付金に含めず、その他収入に計上しており、当該基金は次期中期目標期間を超えて繰り越す予定である。						